

福岡県公報

令和元年九月二十七日
第四十二号
増刊 ①

目次

規 則 (第十九号―第二十四号)

○水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則 (漁業管理課) …………… 一

○福岡県屋外広告物条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 (公園街路課) …………… 一〇

○福岡県財務規則の一部を改正する規則 (会計管理局会計課) …………… 一〇

○福岡県税条例施行規則の一部を改正する規則 (税 務 課) …………… 一二

○福岡県証券代金収納計器取扱規則の一部を改正する規則 (税 務 課) …………… 九六

○福岡県行政組織規則の一部を改正する規則 (税 務 課) …………… 九六

告 示 (第三百二十五号)

○福岡県の財務担当所及び取引店の指定に関する告示の一部を改正する告示 (会計管理局会計課) …………… 九七

正 誤

○目次 (令和元年七月二十六日福岡県公報第二十四号増刊①) 中正誤 …………… 九八

規 則

水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和元年九月二十七日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第十九号

水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

水産業協同組合法施行細則(平成十年福岡県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項第三号中「議決」を「決議」に改める。

第九条第一項中「第八十六条第二項、第九十二条第三項」を「第九十二条第三項」に改め、同条第二項中「出資一口」を「組合(漁業生産組合を除く。)が、出資一口」に、「第八十六条第二項、第九十二条第三項」を「第九十二条第三項」に改め、同条第三項中「出資一口」を「組合(漁業生産組合を除く。)が、出資一口」に改め、同条第四項中「出資最低持口数」を「組合(漁業生産組合を除く。)が、出資最低持口数」に改め、同条第十一項を削り、同条の次に次のように加える。

(定款変更の届出)

第九条の二 組合(漁業生産組合を除く。)が、主たる事務所及び従たる事務所の所在地の名称の変更又は関係法令の改正(条項の移動等当該法令に規定する内容の実質的な変更を伴わないものに限る。)に伴い定款の変更の届出をしようとするときは、定款変更届書(様式第十号の二)に前条第一項各号に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

2 漁業生産組合が、法第八十四条の七第二項の規定により、定款の変更の届出をしようとするときは、変更の日から二週間以内に、定款変更届書(様式第十号の二)に前条第一項各号に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

3 漁業生産組合が、出資一口の金額を減少するために定款を変更しようとする場合には、前項に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 前事業年度の財産目録及び貸借対照表

二 法第八十六条第二項において準用する法第五十三条第二項の規定による公告及び催告をしたことに関する監事(監事がいない組合にあつては理事)の証明書

三 前号の公告及び催告について、債権者の異議がなかった場合においてはその旨の監事(監事がいない組合にあつては理事)の証明書、債権者の異議があつた場合においては法第八十六条第二項において準用する法第五十四条第二項に規定する手続を経たことに関する監事(監事がいない組合にあつては理事)の証明書

4 漁業生産組合が、出資一口の金額を増加するために定款を変更しようとする場合には、第二項に掲げる書類のほか、組合員の全員が同意したことを証する書類を添付しなければならない。

5 漁業生産組合が、出資最低持口数を引き上げるために定款を変更しようとする場合

には、第二項に掲げる書類のほか、その持口数が引上げ後の最低持口数に達しない組合員の全員が同意したことを証する書類を添付しなければならない。

第十条第一号及び第十一号中「議決」を「決議」に改める。

第十二条第一項中「第八十六条第三項、第九十二条第四項」を「第九十二条第四項」に改め、同項第八号中「（漁業生産組合の設立申請の場合を除く。）」を削り、同条の次に次の二条を加える。

（設立の届出）

第十二条の二 法第八十五条の二第四項の規定により、組合の成立の届出をしようとするときは、成立の日から二週間以内に、成立届書（様式第十三号の二）に法第八十五条の二第二項に定める定款及び次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- 一 登記事項証明書
- 二 役員調書（様式第十六号）
- 三 役員の履歴書
- 四 発起人の名簿（様式第十八号）
- 五 その他知事が必要と認める書類

（組織変更の届出）

第十二条の三 法第八十六条の九の規定により、組合の組織変更の届出をしようとするときは、組織変更届書（様式第十三号の三）に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- 一 組織変更計画
- 二 組織変更計画を承認した総会の議事録
- 三 組織変更に係る登記事項証明書
- 四 その他知事が必要と認める書類

第十三条中「第八十六条第四項、第九十六条第五項」を「第九十六条第五項」に、「議決」を「決議」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（解散の届出）

第十三条の二 法第八十五条の二第二項に規定する組合の解散の届出をしようとするときは、解散の日から二週間以内に、解散届書（様式第十九号の二）に次に掲げる書類

を添付して、知事に提出しなければならない。

一 解散理由書

二 解散の登記に係る登記事項証明書

三 事業報告、貸借対照表及び損益計算書

四 総会議事録謄本（法第八十六条第四項において準用する法第六十八条第一項第一号の事由により解散した場合を含む。）

五 その他知事が必要と認める書類

第十四条第一項中「第八十六条第四項、第九十二条第五項」を「第九十二条第五項」に改め、同条第四項中「議決」を「決議」に改め、同条第六項中「第八十六条第四項、第九十二条第五項」に改める。

第十四条の二中「様式第二十号の二」を「様式第二十号の三」に改め、同条を第十四条の三とし、第十四条の次に次の一条を加える。

（合併の届出）

第十四条の二 法第八十五条の五第三項の規定により、合併の届出をしようとするときは、合併の日から二週間以内に、合併届書（様式第二十号の二）に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- 一 登記事項証明書
- 二 法第八十六条第四項において準用する法第六十九条第四項において準用する法第五十三条第二項の規定による公告及び催告をしたことに関する監事（監事がいない組合にあつては理事）の証明書
- 三 その他知事が必要と認める書類

2 合併によって設立した組合にあつては、前項に掲げる書類のほか、定款を添付しなければならない。

第十五条第二項中「議決」を「決議」に改める。

第二十四条中「第八十六条第四項、第九十六条第五項」を「第九十六条第五項」に改める。

第二十六条中「第一百七十七条まで及び第九十九条から」を削る。

様式第十号中「第86条第2項、第92条第3項」を「第92条第3項」に改める。

様式第十号の二中「第9条」を「第9条の2」に、「第86条第2項、第92条第3項」

を「第92条第3項」に改め、「第48条第4項」の次に「(第84条の7第2項)」を加える。

様式第十三号中「第86条第3項、第92条第4項」を「第92条第4項」に改め、同様式の次に次の二様式を加える。

様式第13号の2 (第12条の2 関係)

成 立 届 書

年 月 日

福岡県知事 殿

組 合 名

住 所

設立発起人

印

住 所

設立発起人

印

組合が成立したので、水産業協同組合法第85条の2第4項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

添付書類

注 発起人は全員連署押印すること。

様式第13号の3 (第12条の3 関係)

組 織 変 更 届 書

年 月 日

福岡県知事 殿

所在地

組合名

代表理事組合長

組合は組織を変更し、株式会社となりましたので、水産業協同組合法第86条の9の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

添付書類

様式第十九号中「第86条第4項、第96条第5項」を「第96条第5項」に改め、同様式の次に次の一様式を加える。

様式第19号の2 (第13条の2 関係)

解 散 届 書

年 月 日

福岡県知事 殿

所在地

組合名

代表理事組合長 印

年 月 日成立の当組合は、年 月 日に解散しましたので、水産業
協同組合法第85条の4第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

添付書類

様式第二十号中「第86条第4項、第92条第5項」を「第92条第5項」に改める。
様式第二十号の二中「第14条の2」を「第14条の3」に改め、同様式を様式第二十号
の三とし、様式第二十号の次に次の様式を加える。

様式第20号の2 (第14条の2 関係)

合 併 届 書

年 月 日

福岡県知事 殿

所在地

組合名

代表理事組合長 印

組合を合併したので(組合と 組合は合併し 組合を設立したので)、水産業協
同組合法第85条の5第3項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

添付書類

様式第二十四号中「第86条第4項、第96条第5項」を「第96条第5項」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県屋外広告物条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を制定し、ここに公布する。

令和元年九月二十七日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第二十号

福岡県屋外広告物条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

福岡県屋外広告物条例の一部を改正する条例（令和元年福岡県条例第十一号）の施行期日は、令和元年十月一日とする。

福岡県財務規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和元年九月二十七日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第二十一号

福岡県財務規則の一部を改正する規則

福岡県財務規則（昭和三十九年福岡県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表三警察本部交通指導課の項の次に次のように加える。

保健福祉環境事務所	生活保護法に基づく返還を要する費用等の収納を担当する職員	生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第六十三条の規定に基づき返還を要する費用並びに同法第七十七条の二第一項及び第七十八条第一項から第三項までの規定に基づき徴収する費用の収納及び払込み（当該事務所に属する歳入に限る。）
保健福祉事務所（田川保健福祉事務所を除く。）		

別表三田川保健福祉事務所の項中「及び同法第七十八条」を「並びに同法第七十七条の二第一項及び第七十八条第一項から第三項まで」に改める。

様式第三百三十号その一を次のように改める。

様式第130号その1(第151条)(建設工事に用)

年度	起工 査定 第 号
----	--------------

検 印

予 定 価 格 調 査 書

線 市 町 大字 字
筋 郡 村

.....工事

予定価格

¥

最低制限価格

(又は低入札価格調査基準価格)

¥

入札書(見積書)比較価格

¥

最低制限比較価格

(又は低入札価格調査基準比較価格)

¥

予定価格を付した年月日

年 月 日

備考

- 1 入札書(見積書)比較価格は、次の条件を満たす範囲内の最大の整数値とすること。

$$\text{入札書(見積書)比較価格} < \frac{\text{予定価格} + 1}{1.10}$$

- 2 最低制限比較価格(又は低入札価格調査基準比較価格)は、次の条件を満たす範囲内で最小の整数値とすること。

$$\text{最低制限比較価格(又は低入札価格調査基準比較価格)} \geq \frac{\text{最低制限価格(又は低入札価格調査基準価格)}}{1.10}$$

- 3 検印欄には、決裁権者の検印を押印すること。

様式第三百十号その二の備考中「1.08」を「1.10（軽減税率対象品目については1.08）」に改める。

様式第三百十号その三の備考中「1.08」を「1.10」に改める。

様式第三百十一号その一及び様式第三百十二号その一の備考中「108分の100」を「110分の100」に改める。

様式第三百三十一号その二及び様式第三百三十二号その二の備考中「108分の100」を「110分の100」に、「8%」を「10%」に、「108分の8」を「110分の10」に改め、同様の備考に次のように加える。

4 軽減税率対象品目については、備考1中「110分の100」とあるのは「108分の100」と、備考2中「10%」とあるのは「8%」と、備考3中「110分の10」とあるのは「108分の8」と読み替えるものとする。

様式第三百三十一号その三及び様式第三百三十二号その三の備考中「108分の100」を「110分の100」に、「8%」を「10%」に、「108分の8」を「110分の10」に改める。

様式第三百三十三号の二の備考中「108分の8」を「110分の10（軽減税率対象品目については、108分の8）」に改める。

様式第三百三十四号の備考中「108分の8」を「110分の10」に改める。

様式第三百七十五号及び様式第三百七十五号の二の備考中「1.08」を「1.10（軽減税率対象品目については1.08）」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県財務規則様式の規定は、令和元年十月一日以後に予算執行するものから適用する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の福岡県財務規則様式の規定による財務会計事務のうち、令和元年九月三十日以前に履行が完了するものに係る事務処理については、なお従前の例による。

福岡県税条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和元年九月二十七日

福岡県規則第二十二号

福岡県税条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県税条例施行規則（昭和三十年福岡県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十九条」を「第六十二条」に、
第六節 自動車取得税（第六十条―第六十二条の二）

第六十二条の二 軽油引取税（第六十三条―第七十条の七）に、
第七十条の七）に、
第七十三条の二）を「第七十三条」に改める。

第三条第二項を削る。

第六条第二項第二号中「自動車税」の下に「の種別割」を加え、「第三号の二様式その六」を「（第三号の二様式その六）」に、「（第三十八号様式その三）」を「（第三十八号様式その三）」に改める。

第十三条第三項中「自動車取得税」を「自動車税の環境性能割」に改める。

第二十六条中「、第三百三十条第三項」を削り、「第四百四十四条の四十五第三項」の下に「、第六百六十九条第三項」を加え、「第三百三十一条第二項」を削り、「第六百六十三条第三項」を「第七百七十条第二項、第七百七十七条の十八第三項」に改める。

第三十条第一項第四号中「第四十四条第六項」を「第五十七条の三第六項」に、「第四十五条第一項」を「第五十七条の四第二項」に、「自動車取得税」を「自動車税の環境性能割」に改める。

第三十三条の二第三項から第五項までの規定中「第三十七条の二第三項」を「第三十七条の二第十二項」に改める。

第六節 自動車取得税」を削る。

第六十条から第六十二条の二までを次のように改める。

第六十条から第六十二条まで 削除

第二章第六節の二を同章第六節とする。

福岡県知事 小川 洋

第七十一条第一項中「第四十九条第二項」を「第五十条第二項」に改め、同条第三項中「によつて」を「により」に改め、同条の次に次の四条を加える。

(環境性能割の申告書等)

第七十一条の二 条例第五十六条第一項の申告書及び同条第二項の報告書は、第一百十二号様式、第一百十三号様式又は第一百二十一号の七様式によらなければならない。

(譲渡担保財産の取得に対して課する環境性能割の納税義務の免除等の手続)

第七十一条の三 条例第五十七条の三第三項の申告書は、第一百二十一号の八様式によらなければならない。

2 所長は、前項の申告書による申告に対する処分を決定したとき又は条例第五十七条の三第五項の規定により徴収猶予を取り消したときは、第一百二十一号の九様式による通知書により申告者又は徴収猶予を受けている者に通知しなければならない。

3 条例第五十七条の三第六項の規定により環境性能割の還付を受けようとする者は、第一百二十一号の八様式による申請書を所長に提出しなければならない。

4 所長は、条例第五十七条の三第一項の規定により納税義務を免除したときは、第一百二十一号の十様式による通知書により納税者に通知しなければならない。

(自動車の返還があつた場合の環境性能割の納税義務の免除又は還付の手続)

第七十一条の四 条例第五十七条の四の規定により環境性能割の納税義務の免除又は還付を受けようとする者は、第一百二十一号の十一様式による申請書を所長に提出しなければならない。

2 所長は、条例第五十七条の四の規定により納税の義務を免除したときは、第一百二十一号の十様式による通知書により申請者に通知しなければならない。

(条例付則第九条の二の十の規則で定める路線)

第七十一条の五 条例付則第九条の二の十に規定する規則で定める路線は、道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)第三条第一号イに規定する一般旅客自動車運送事業を営業者が、福岡県バス運行対策費補助金交付要綱(平成十三年十二月二十五日十三交対第二〇二五号)第三条に規定する地域間幹線系統確保維持費補助金のうち車両減価償却費等補助金を受けて運行をする路線とする。

第七十二条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第一項中「第五十四条」を「第五十七条の十一」に改め、同条第二項中「自動車税」を「種別割」に改める。

第七十二条の二の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第二項中「によつて」を「により」に改める。

第七十二条の三中「第四十八条第二項」を「第四十九条第一項」に、「第五十四条の二」を「第五十七条の十二」に改める。

第七十三条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条中「第五十七条」を「第五十七条の十四」に改める。

様式目次中

七十三の	法人事業税及び地方法人特別税の徴収猶予申請書	三十九条の二の二
七十三の	法人事業税及び地方法人特別税の徴収猶予延長申請書	三十九条の二の二
七十三の	法人県民税、法人事業税及び地方法人特別税の徴収猶予(延長)許可(不許可)通知書	三十九条の二の三

を

七十三の	法人事業税及び特別法人事業税の徴収猶予申請書	三十九条の二の二
七十三の	法人事業税及び特別法人事業税の徴収猶予延長申請書	三十九条の二の二
七十三の	法人県民税、法人事業税及び特別法人事業税又は地方法人特別税の徴収猶予(延長)許可(不許可)通知書	三十九条の二の三

に、

百十一	自動車税課税免除申請書	四十九条
百十一	課税免除申請に係る自動車の使用実績報告書	四十九条
百十一の二	条例第四十九条第一項第三号の課税免除決定通知書	四十九条
百十二	自動車税申告書(報告書)	四十二條
百十二	自動車取得税申告書(報告書)	四十三條
百十二	(その一、その二、その三、その四)(新規用)	五十四條

を

百十三	自動車税申告書(報告書) (その一、その二、その三、その四)(移転変更用及び抹消・転出用)	四十二条 四十三条 五十四条	六十条 七十二条
-----	--	----------------------	-------------

百十一	自動車税(種別割)課税免除申請書	五十条	七十二条
百十一の二	課税免除申請に係る自動車の使用実績報告書	五十条	七十二条
百十一の三	自動車税(種別割)の課税免除決定通知書	五十条	七十二条
百十二	自動車税(環境性能割・種別割)申告書(報告書)(その一、その二、その三、その四)(新規用)	五十六条 五十七条の十	七十一条の二 七十二条
百十三	自動車税(環境性能割・種別割)申告書(報告書)(その一、その二、その三、その四)(移転変更用及び抹消・転出用)	五十六条 五十七条の十	七十一条の二 七十二条

百十三の三	自動車税第二次納税義務免除申告書	七十二条の二	七十二条の二
百十三の四	自動車税第二次納税義務免除承認(不承認)通知書	七十二条の二	七十二条の二
百十三の五	所有権留保付自動車の買主の住所等に係る報告の請求書(その一、その二、その三)	五十四条の二	七十二条の二
百十三の六	所有権留保付自動車の買主の住所等報告書(その一、その二、その三)	五十四条の二	七十二条の二
百十四	自動車税納税証明書(その一、その二)	五十七条	七十三条

百十三の三	自動車税(種別割)第二次納税義務免除申告書	七十二条の二	七十二条の二
百十三の四	自動車税(種別割)第二次納税義務免除承認(不承認)通知書	七十二条の二	七十二条の二

を に

百十三の五	所有権留保付自動車の買主の住所等に係る報告の請求書(その一、その二、その三)	五十七条の十	七十二条の三
百十三の六	所有権留保付自動車の買主の住所等報告書(その一、その二、その三)	五十七条の十	七十二条の三
百十四	自動車税(種別割)納税証明書(その一、その二)	五十七条十四	七十三条

百二十一の六	自動車取得税申告書(その一、その二、その三、その四)	四十二条 四十三条	六十条
百二十一の七	自動車取得税修正申告書(その一、その二、その三、その四)	四十二条	六十条
百二十一の八	自動車取得税の還付申告書(譲渡担保関係)	四十四条	六十一条
百二十一の九	自動車取得税徴収猶予許可(不許可、取消)通知書	四十四条	六十一条
百二十一の十	自動車取得税納税(付)義務免除通知書	四十四条	六十一条
百二十一の十一	自動車取得税の還付申告書	四十五条	六十二条

百二十一の六	自動車税(環境性能割)修正申告書(その一、その二、その三、その四)	五十六条	七十一条の二
百二十一の七	軽自動車税(環境性能割)の申告書	五十六条	七十一条の二
百二十一の八	軽自動車税(環境性能割)の納税義務免除申告書(譲渡担保関係)	五十七条の三	七十一条の三
百二十一の九	軽自動車税(環境性能割)徴収	五十七条の三	七十一条の三

に、

を

に改める。

猶予許可（不許可、取消）通知書	百二十一の十	自動車税（環境性能割）納税義務免除通知書	五十七条の三	七十一条の三
自動車税（環境性能割）の納税義務免除申請書	百二十一の十一	自動車税（環境性能割）の納税義務免除申請書	五十七条の四	七十一条の四

第三号様式その三の二から第三号様式その三の五までを次のように改める。

第3号様式その3の2 (第6条関係)

(第1紙)

福岡県自動車税(種別割) 1 2 3 C # 7 公

自動車税(種別割)納税通知書・領収証書
兼納税証明書(継続検査・構造等変更検査用)

口座番号 _____

加入者 福岡県 県税事務所出納員 月 第 号

税率 円 課税月数 月 第 号

(住所・氏名)

_____ 様

登録番号	福岡 久留米	車種	ひらがな	番号	CD
1	2 3 4 5				
課税年度	年度分	期別	納付区分		
税 額					
延滞金					
合計					
納 期 限	年 月 日				

上記の金額を納付してください。

年 月 日

福岡県 県税事務所長 _____ 印

上記のとおり領収しました。
自動車税(種別割)納税証明書
(継続検査・構造等変更検査用)
領収印のないもの又は有効期限がでたもので抹消してあるものは納税証明となりません。
有効期限 _____

納付場所は第2紙の裏面を御覧ください。(納税者交付用)

年 月 日

(第2紙)

福岡県自動車税(種別割) 1 2 3 C # 7 公

納付書・郵便振替依頼書

口座番号 _____

加入者 福岡県 県税事務所出納員 月 第 号

税率 円 課税月数 月 第 号

(住所・氏名)

_____ 様

登録番号	福岡 久留米	車種	ひらがな	番号	CD
1	2 3 4 5				
課税年度	年度分	期別	納付区分		
14	16	18	19		
税 額	20				
延滞金	28				
合計	36				
納 期 限	年 月 日				

郵便振替依頼書 払出口座番号 _____

上記金額を私名義の上記口座から払い出し、納付してください。

年 月 日

上記のとおり納付します。
49

払出請求人 氏名 _____ 印

財二業第894号承認 (金融機関保管用)

(第3紙)

福岡県自動車税(種別割) 1 2 3 C # 7 公

領 収 済 通 知 書

口座番号 _____

加入者 福岡県 県税事務所出納員 月 第 号

税率 円 課税月数 月 第 号

(住所・氏名)

_____ 様

登録番号	福岡 久留米	車種	ひらがな	番号	CD
1	2 3 4 5				
課税年度	年度分	期別	納付区分		
14	16	18	19		
税 額	20				
延滞金	28				
合計	36				
納 期 限	年 月 日				

取引店 福岡銀行 支店 _____

取りまとめ郵便局 郵便局 印

上記のとおり領収したので通知します。
44 49

領収日付印 _____

(県税事務所送付用)

第 3 号様式その 3 の 4 (第 6 条関係)

様

電話番号

<p style="text-align: center;">福岡県 自動車税 (種別割) 納入済通知書</p> <p style="text-align: right;">1 c# 82</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>加入者名</td> <td>福岡県 県税事務所出納員</td> <td>口座番号</td> <td>16</td> <td>登録番号</td> <td>5</td> <td>延滞金額</td> <td>17</td> <td>合計金額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>年度</td> <td>3</td> <td>税目</td> <td>CD</td> <td>28</td> <td>課税年度</td> <td>29</td> <td>納付事由</td> <td>82</td> <td>納税年度</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>課税事由</td> <td>26</td> <td>納付事由</td> <td>82</td> <td>課税事由</td> <td>83</td> <td>納税事由</td> <td>83</td> <td>納付事由</td> <td>82</td> <td>納税事由</td> <td>83</td> </tr> </table>	加入者名	福岡県 県税事務所出納員	口座番号	16	登録番号	5	延滞金額	17	合計金額	円	年度	3	税目	CD	28	課税年度	29	納付事由	82	納税年度	30	課税事由	26	納付事由	82	課税事由	83	納税事由	83	納付事由	82	納税事由	83	<p style="text-align: center;">福岡県 自動車税 (種別割) 納付書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>加入者名</td> <td>福岡県 県税事務所出納員</td> <td>口座番号</td> <td>16</td> <td>登録番号</td> <td>5</td> <td>延滞金額</td> <td>17</td> <td>合計金額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>年度</td> <td>30</td> <td>税目</td> <td>CD</td> <td>28</td> <td>課税年度</td> <td>29</td> <td>納付事由</td> <td>82</td> <td>納税年度</td> <td>30</td> </tr> </table>	加入者名	福岡県 県税事務所出納員	口座番号	16	登録番号	5	延滞金額	17	合計金額	円	年度	30	税目	CD	28	課税年度	29	納付事由	82	納税年度	30	<p style="text-align: center;">福岡県 自動車税 (種別割) 納税通知書・領収証 兼 納税証明書 (継続検査・構造等変更検査用)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>登録番号</td> <td>16</td> <td>延滞金額</td> <td>17</td> <td>合計金額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td>福岡県 県税事務所</td> <td>納付事由</td> <td>82</td> <td>課税事由</td> <td>83</td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td>福岡県 県税事務所</td> <td>納税事由</td> <td>83</td> <td>納付事由</td> <td>82</td> </tr> </table>	登録番号	16	延滞金額	17	合計金額	円	住所	福岡県 県税事務所	納付事由	82	課税事由	83	氏名	福岡県 県税事務所	納税事由	83	納付事由	82
加入者名	福岡県 県税事務所出納員	口座番号	16	登録番号	5	延滞金額	17	合計金額	円																																																																	
年度	3	税目	CD	28	課税年度	29	納付事由	82	納税年度	30																																																																
課税事由	26	納付事由	82	課税事由	83	納税事由	83	納付事由	82	納税事由	83																																																															
加入者名	福岡県 県税事務所出納員	口座番号	16	登録番号	5	延滞金額	17	合計金額	円																																																																	
年度	30	税目	CD	28	課税年度	29	納付事由	82	納税年度	30																																																																
登録番号	16	延滞金額	17	合計金額	円																																																																					
住所	福岡県 県税事務所	納付事由	82	課税事由	83																																																																					
氏名	福岡県 県税事務所	納税事由	83	納付事由	82																																																																					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>延滞金額</td> <td>円</td> <td>延滞金額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>合計金額</td> <td>円</td> <td>合計金額</td> <td>円</td> </tr> </table> <p>氏名 福岡県 県税事務所</p> <p>登録番号 5</p> <p>課税事務所 福岡県 県税事務所</p> <p>領収日付印</p>	延滞金額	円	延滞金額	円	合計金額	円	合計金額	円	<p>上記の金額を納付してください。</p> <p>福岡県 年 月 日 県税事務所長</p> <p>自動車税 (種別割) 納税証明書 (継続検査・構造等変更検査用) 有効期限 年 月 日</p> <p>領収印のないもの又は有効期限が**で抹消してあるものは納税証明にはなりません。</p> <p>納付場所は裏面に記載しています。</p> <p style="text-align: right;">領収日付印</p>	<p>上記のとおり領収しました。</p> <p>自動車税 (種別割) 納税証明書 (継続検査・構造等変更検査用) 有効期限 年 月 日</p> <p>領収印のないもの又は有効期限が**で抹消してあるものは納税証明にはなりません。</p> <p>納付場所は裏面に記載しています。</p> <p style="text-align: right;">領収日付印</p>																																																																
延滞金額	円	延滞金額	円																																																																							
合計金額	円	合計金額	円																																																																							

取引店 上記金額を受領したので 取りまとめ局 〒812-8794 受付局→取りまとめ局→加入者 ゆうちょ銀行 福岡貯金事務所センター (県税事務所送付用)

第3号様式その3の5 (第6条関係)

自動車税 (種別割) 納税通知書 (一括納付用)

住所又は所在地

氏名又は名称

様

区 分	年度自動車税 (種別割)
登 録 番 号	別添納付書一覧表のとおり
合 計 税 額	円
納 期 限	年 月 日
備 考	

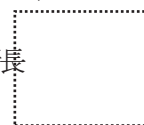
上記のとおり別添納付書により納付してください。

年 月 日

印

福岡県

県税事務所長



納付場所 福岡県指定金融機関、福岡県収納代理金融機関、九州内の郵便局 (沖縄県を除く)、福岡県の各県税事務所

法的根拠 地方税法第146条、福岡県税条例第48条

教 示

- 1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。
 なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。
- 2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として (代表者は福岡県知事となります。) この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 ただし、次の (1) から (3) までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分 (審査請求に対する裁決) があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

延滞金

備考 「延滞金」の下部に、当該年における延滞金の計算方法等を記載すること。

第三号様式その三の八を次のように改める。

第 3 号様式その 3 の 8 (第 6 条関係)

福岡県 自動車税 (種別割)

年度 納税通知書 (口座振替)

課税年度	年度
登録番号	

税 額 (振替額)	円
納 期 限 (振替日)	年 月 日

上記の金額を下記の口座より振替
します。

金融機関名
支店名
預金種別
口座番号
口座名義人

年 月 日



■納付について
あなたに賦課された自動車税 (種別割) は、左記の金融機関の預金口座から納期限 (納期の末日) に自動振替により納税されます。

■自動車税 (種別割) の法的根拠について
自動車税 (種別割) は、自動車の所有者 (所有権留保付き割賦販売の場合は使用者) に課税されます (地方税法第 146 条、福岡県税条例第 48 条)。

■延滞金について
口座振替日において残高不足等により口座振替が行えなかった場合には、口座振替日以降に納付書を送付しますので、当該納付書により納税を行ってください。なお、その際の延滞金は、法律に基づき納期限の翌日から計算されますので、あらかじめご了承ください。

■自動車税 (種別割) 住所変更申出書について
自動車税 (種別割) 住所変更申出書の記載事項のうち、①登録番号②車台番号③管理 ID については、下表から転記してください (車台番号は下 3 桁のみ)。

登録番号			
車台番号			
管理 ID			

■お問い合わせ先
・ 課税に関するもの
県税事務所収税課自動車税係
・ 口座振替納税に関するもの
県税事務所収税課収納係

第三号様式その七中「自動車取得税」を「自動車税若しくは軽自動車税の環境性能割」に改める。

第三号の様式その六を次のように改める。

第3号の2様式その6 (電算用) (第6条関係)

(第1紙)

福岡県 自動車税 (種別割) 納入済通知書

1
c# 82

加入者名	福岡県 県税事務所出納員	口座番号	16	実納金額	17	合計金額	23	連番	24	円
年度	税目	登録番号	5	年分	17	年分	17	連番	24	円
調定	26	CD	28	課税	29	納付事由	32	課税	33	納期限

税額	35	円	課税事務所	福岡県	領収日付印	101	106
延滞金額	46	円	福岡県	領収日付印	101	106	
合計金額	90	円	県税事務所	領収日付印	101	106	
住所氏名	様						

取引店
上記金額を受領したので通知し
ます。

取りまとめ局
ゆうちょ銀行

〒812-8794 受付局→取りまとめ局→加入者
福岡県金事務所センター

(県税事務所送付用)

(第2紙)

福岡県 自動車税 (種別割) 納付書

加入者名	福岡県 県税事務所出納員	口座番号	16	実納年分	17	合計金額	23	連番	24	円
年度	税目	登録番号	5	年分	17	年分	17	連番	24	円
調定	26	CD	28	課税	29	納付事由	32	課税	33	納期限

税額	35	円	課税事務所	福岡県	領収日付印	101	106
延滞金額	46	円	福岡県	領収日付印	101	106	
合計金額	90	円	県税事務所	領収日付印	101	106	
住所氏名	様						

取引店
上記金額を受領したので通知し
ます。

取りまとめ局
ゆうちょ銀行

〒812-8794 受付局→取りまとめ局→加入者
福岡県金事務所センター

(金融機関保管用)

(第3紙)

福岡県 自動車税 (種別割) 県税額変更通知書 兼 領収証書

登録番号	住所	氏名	課税年度	実納年分	当初の課税額(イ)	差引額(ロ)	変更後の額(ハ)	既に納付している額(ニ)	差引納付すべき額(ホ)	変更理由	年 月 日	納期限	年 月 日
					円	円	円	円	円				

上記登録の自動車税 (種別割) を変更しましたので通知します。

なお、差引納付すべき額がある場合は、その税額 (税額) によっては、延滞金を加算の上) を裏面記載の納付場所において、速やかに納付してください。

既に納められている場合は、行き違いですのでご了承ください。

福岡県 県税事務所長 印

年 月 日

裏面の注意事項を参照してください。

領収証書

税額 円

延滞金額 円

合計金額 円

納期限 年 月 日

領収日付印

(納税者交付用)

第三号の二様式その八を次のように改める。

第 3 号の 2 様式その 8 (第 6 条関係)

様

電話番号

福岡県 自動車税 (種別割) 納入済通知書

1 c# 82

加入福岡県 者名 県稅事務所出納員	口座 番号	合計 金額	16 実績 17 年分	23 連番 24
年度	税目 3	登録 番号	29 年度	納付 32 事由
測定 26	CD	課税 28 事由	課税 33 事由	納期限

税 額 35	円	課稅事務所	領收日付印
延滞金額 46	円	福岡県 県稅事務所	101
合計金額 90	円		106

住所 氏名 様 (県稅事務所送付用)

取引店 上記金額を受領したので 取りまとめ局 〒812-8794 受付局→取りまとめ局→加入者
通知します。 ゆうちょ銀行 福岡貯金事務所センター

福岡県 自動車税 (種別割) 納付書

加入者名 福岡県	年度
口座番号	
実績年分	

税 額	円
延滞金額	円
合計金額	円

氏名 様

課稅事務所	領收日付印
登録番号	
福岡県 県稅事務所	

(金融機関保管用)

◎自動車の登録手続きはお早めに

自動車税 (種別割) は、毎年4月1日現在運輸支局又は自動車検査登録事務所に登録されている自動車について、その所有者 (売主が所有権を保留している場合は、買主) に課税されます。自動車は他人に譲渡したり、下取りに出した場合、又は自動車を使用しなくなった場合には、早めに運輸支局又は自動車検査登録事務所へ登録 (移転・抹消) をしてください。

その手続きをしないと毎年自動車税 (種別割) が課税されることとなります。また、住所が変わった場合も、早めに運輸支局又は自動車検査登録事務所へ住所変更の手続きをしてください。

◎身体障害者の方が使用される自動車については、自動車税 (種別割) が減免される場合があります。詳しくは県稅事務所にお尋ねください。

福岡県 自動車税 (種別割) 県稅額変更通知書

登録番号	兼 領收証書
住所	税 額
氏 名	延滞金額
課税年度	合計金額
実績年分	納 期 限
当初の課稅額 (イ)	年 月 日
差引額 (ロ)	
変更後の額 (ハ) = (イ) - (ロ)	
既に納付している額 (ニ)	
差引納付すべき額 (ホ) = (ハ) - (ニ)	
変更理由	年 月 日

上記登録の自動車税 (種別割) を変更しましたので通知します。なお、差引納付すべき額がある場合は、その税額 (税額によって、延滞金を加算の上) を裏面記載の納付場所において速やかに納付してください。既に納められている場合は、行き違いですのでご了承ください。

福岡県 年 月 日 県稅事務所長

(納稅者交付用)

領收日付印

第十七号の三様式その二を次のように改める。

第17号の3様式その2 (第13条関係)

福岡県 自動車税(種別別) 年度 納入済通知書

口 座 号 加 入 者 名 福岡県 県税事務所出納員

収納機 関番号	納 付 番 号	CD	課税年度	年度	納 付 区 分	自動車
登録 番号						

納 期 限	年 月 日	税 額								円
氏 納 者 名	延滞金	0								円
		0								円
合 計 額										円

収納代行 (県税事務所送付用)
(ご注意) パーコードがないもの
や金額訂正したものは
コンビニエンスストア
では納付できません。
(受付局→取りまとめ店
→加入者)

領収日付印

上記金額を受領したので通知します。
取りまとめ店 郵便番号812-8794 ゆうちょ銀行 福岡県金事務センター
ATM読取不可

福岡県 自動車税(種別別) 納付書 (店舗控)

加入者名	福岡県 県税事務所出納員
口 座 番 号	
税 額	円
延滞金	円
合計金額	円
納 期 限	年 月 日
納 付 者 名	様
納 氏 登 録 番 号	

納 期 限	年 月 日	税 額								円
氏 納 者 名	延滞金	0								円
		0								円
合 計 額										円

収納代行 (県税事務所送付用)
(ご注意) パーコードがないもの
や金額訂正したものは
コンビニエンスストア
では納付できません。
(受付局→取りまとめ店
→加入者)

領収日付印

切り取り取らないうで郵便局・金融機関・コンビニ等にお出しください。
(金融機関保管/店舗控用)

福岡県 自動車税(種別別) 年度 領収証書 (納税者用)

口 座 番 号	加入者名	福岡県 県税事務所出納員
登録番号		
納 期 限	年 月 日	
税 額	円	
延滞金	円	
合計金額	円	
納 期 限	年 月 日	

納 期 限	年 月 日	税 額								円
氏 納 者 名	延滞金	0								円
		0								円
合 計 額										円

上記の金額を領収しました。
領収証紙・印紙は不要です。
(納税者交付用)

領収日付印

この通知書でのコンビニの取扱いは 月 日 (※) までです。
※納期限ではありません。納期限を過ぎると延滞金が加算されることがあります。

自動車税(種別別) 納税証明書 (継続検査・構造等変更適用)

登録番号	
車台番号	
管理ID	
有効期限	年 月 日

納 期 限	年 月 日	税 額								円
氏 納 者 名	延滞金	0								円
		0								円
合 計 額										円

領収日付印

この納税証明書は車検を受けるときに必要です。
【車検証】と一緒に保管してください。

お支払いの際、切り取り取らないうで郵便局・金融機関・コンビニ等にお出しください。

第十九号の二様式その二を次のように改める。

第19号の2様式その2 (第13条関係)

(第1紙)

県税		[納付(入)委託] 領収証書		年度	
福岡県	県税事務所扱い	事業年度	年月日～年月日	課税番号	調定事由
(所在地・法人名・代表者名)					
様					
法人県民税	税額	百	十	万	千
税額	計	①			
法人事業税	税額				
又は地方	延滞金				
又は地方	過少申告加算金				
又は地方	不申告加算金				
又は地方	重加算金				
又は地方	計				
又は地方	合計額	①	+	②	
又は地方	支払	期	日	年	月
又は地方	日	年	月	日	納付(入)受託
又は地方	受託証書番号	(第 号)	整理番号	第 号	
又は地方	摘要	領収日付印			
又は地方	摘要	上記のとおり領収しました。			
(納税者交付用)					

備考 用紙の大きさは、各紙とも縦十八センチメートル横八・五センチメートルとする。

(第2紙)

県税		[納付(入)委託] 納付(入)書		年度	
福岡県	県税事務所扱い	事業年度	年月日～年月日	課税番号	調定事由
(所在地・法人名・代表者名)					
様					
法人県民税	税額	百	十	万	千
税額	計	①			
法人事業税	税額				
又は地方	延滞金				
又は地方	過少申告加算金				
又は地方	不申告加算金				
又は地方	重加算金				
又は地方	計				
又は地方	合計額	①	+	②	
又は地方	支払	期	日	年	月
又は地方	日	年	月	日	納付(入)受託
又は地方	受託証書番号	(第 号)	整理番号	第 号	
又は地方	摘要	領収日付印			
又は地方	摘要	◎委託納付(納入)に係る手形、小切手が不渡りのときは、即日返却してください。			
(金融機関保管用)					

(第3紙)

県税		[納付(入)委託] 領収通知書		年度	
福岡県	県税事務所扱い	事業年度	年月日～年月日	課税番号	調定事由
(所在地・法人名・代表者名)					
様					
法人県民税	税額	百	十	万	千
税額	計	①			
法人事業税	税額				
又は地方	延滞金				
又は地方	過少申告加算金				
又は地方	不申告加算金				
又は地方	重加算金				
又は地方	計				
又は地方	合計額	①	+	②	
又は地方	支払	期	日	年	月
又は地方	日	年	月	日	納付(入)受託
又は地方	受託証書番号	(第 号)	整理番号	第 号	
又は地方	摘要	領収日付印			
又は地方	摘要	上記のとおり領収したので、通知します。			
(県税事務所送付用)					

第二十二号様式その二の一及び第二十二号様式その二の二を次のように改める。

(裏)

1. 申請について

申請書の提出は、本人ではなく代理人により行っても差し支えありませんが、なるべく身体障がい者等の現況を承知する人が来所してください。

2. 記載について

この申請書は、福岡県の県税事務所に提出してください。ただし、新規登録の場合は、申請をする際に運輸支局又は自動車検査登録事務所に併設する所在地を管轄する県税事務所分室に提出してください。

3. 提出書類等について

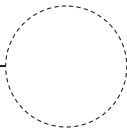
提出書類 手帳所有者・車の所有者・運転者の世帯状況	本人	家族			
		同居		別居	
		同じ住民票	異なる住民票だが住民票の住所地在同一	社会保険証の被扶養者と被保険者	常時介護証明
身体障害者手帳等(原本) ※1	○	○	○	○	○ ※2
自動車検査証(原本)	○	○	○	○	○
運転免許証(写し・両面)	○	○	○	○	○
住民票(原本・発行から3ヶ月以内) ※3		○	○ ※4	○ ※4	○
戸籍抄本(原本)			○ ※5		
社会保険証(写し)				○	
常時介護証明書(原本)					○
使用状況等証明書(原本) ※6				○	

- ※1 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳のことです。複数手帳をお持ちの方はそれぞれの手帳の提示が必要です。
- ※2 世帯全員の身体障害者手帳等が必要です。
- ※3 世帯全員で続柄記載のものがが必要です（マイナンバーは不要です。）。
- ※4 両世帯の者が必要です。
- ※5 手帳所有者を基準に、車の所有者・運転者が三親等以内とわかるものがが必要です。
- ※6 身体障がい者等の方が生計の資を得ていること若しくは通学、通園、通所又は通院していることの証明が必要です。

その他ご不明な点がございましたら、各県税事務所にお尋ねください。

第22号様式その2の2 (第15条関係)

受付印



決裁年月日	係 員	係 長	課 長	副所長	所 長	整理番号 ※
						照合番号 ※

申請者 (納税義務者)	住 所	印
	氏 名 (フリガナ)	
	電話番号 自宅 () 携帯 ()	

注 意

この自動車を使用しなくなったときや、この申請書に記載された内容に変更があったときは、速やかに当県税事務所に連絡してください。

自 動 車 税 減 免 申 請 書 軽自動車税 (環境性能割) (身体障がい者等に対する減免) 下記のとおり自動車税・軽自動車税 (環境性能割) を減額・免除されるよう申請します。					
---	--	--	--	--	--

区 分	年度	減免前の税額	※減免する額	※減免後の税額	自動車登録 (車両) 番号
環 境 性 能 割					福 岡 久 留 米 北 九 州 筑 豊
種 別 割					

手帳の種類及び番号	身障手帳・療育手帳・保健福祉手帳 第 号	登録年月日 (取得)	新規登録・移転登録 年 月 日
-----------	----------------------	------------	-----------------

同上の交付年月日	年 月 日	最大積載量 乗車定員	kg (kg) 人 (人)
----------	-------	---------------	--------------------

障害名及び 障害等級 (程度)	総排気量 又は定格出力	1 kw
	車名・年式 型式	年式

運転免許証の番号		車台番号	
----------	--	------	--

運転免許証の取得年月日	年 月 日	定置場 (使用の本拠の位置)	1. 住所に同じ 2.
-------------	-------	----------------	----------------

運転免許の種類	1 普通 2 中型 3 大型	減免を受けた自動車を譲渡・抹消し新たに自動車を取得した場合	譲渡・抹消の自動車登録番号 登録年月日	福岡・北九州・久留米・筑豊	移転出・抹消 年 月 日
---------	----------------	-------------------------------	------------------------	---------------	-----------------

条件が付されているときはその条件		※通知書発送番号	年 月 日
------------------	--	----------	-------

申請者と障がい者等の関係	1 申請者本人	2 申請者以外の場合 身体障がい者等の氏名 (フリガナ)	申請者との続柄	※ 確 認	手帳等 印
運 転 者	1 申請者本人	2 申請者以外の場合 運 転 者 の 氏 名 (フリガナ)	障がい者との続柄		運 転 免 許 証 印
自 動 車 の 使 用 目 的	1 自営業・通勤 2 通学・通園 3 通院・通所 4 その他 ()				課 税 状 況 ・ 一 覧 表 及 び 減 免 処 理 簿 印

摘 要	
-----	--

(記載については裏面をお読みください。)

※印の欄は、記載しないでください。

(裏)

1. 申請について

申請書の提出は、本人ではなく代理人により行っても差し支えありませんが、なるべく身体障がい者等の現況を承知する人が来所してください。

2. 記載について

この申請書は、福岡県の県税事務所に提出してください。ただし、新規登録の場合は、申請をする際に運輸支局又は自動車検査登録事務所に併設する所在地を管轄する県税事務所分室に提出してください。

3. 提出書類等について

提出書類	手帳所有者・車の所有者・運転者の世帯状況	本人	家族			
			同居		別居	
			同じ住民票	異なる住民票だが住民票の住所地が同じ	社会保険証の被扶養者と被保険者	常時介護証明
身体障害者手帳等(原本) ※1		○	○	○	○	○ ※2
自動車検査証(原本)		○	○	○	○	○
運転免許証(写し・両面)		○	○	○	○	○
住民票(原本・発行から3ヶ月以内) ※3			○	※4	○	○
戸籍抄本(原本)				○		
社会保険証(写し)					○	
常時介護証明書(原本)						○
使用状況等証明書(原本) ※6					○	

※1 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳のことです。

複数手帳をお持ちの方はそれぞれの手帳の提示が必要です。

※2 世帯全員の身体障害者手帳等が必要です。

※3 世帯全員で続柄記載のものがが必要です(マイナンバーは不要です。)

※4 両世帯の者が必要です。

※5 手帳所有者を基準に、車の所有者・運転者が三親等以内とわかるものがが必要です。

※6 身体障がい者等の方が生計の資を得ていること若しくは通学、通園、通所又は通院していることの証明が必要です。

その他ご不明な点がございましたら、各県税事務所にお尋ねください。

第二十二号様式その三の一中「自動車税」を「自動車税(種別割)」に改める。
第二十二号様式その三の二中「自動車税」を「自動車税(種別割)」に、「通信書」を「庶務書」に改める。

第二十二号様式その四の一及び第二十二号様式その四の二を次のように改める。

(裏)

1 記載について

- (1) この申請書は、当該自動車の定置場を管轄する県税事務所長に提出してください。
ただし、証紙徴収の方法によって徴収される自動車税又は軽自動車税（環境性能割）の減免申請書は、登録申請をする際に運輸支局又は自動車検査登録事務所の所在地を管轄する県税事務所長に提出してください。
- (2) 「自動車の取得価額」の欄は、自動車税及び軽自動車税の環境性能割の課税標準基準額及び税額一覧表（以下「一覧表」という。）に記載のあるものについては、その課税標準基準額に特別の仕様又は構造変更に必要な費用を加算した額を記載してください。
また、一覧表に記載のないものについては、自動車の価額から付加物とならないものを控除して得た額に特別の仕様又は構造変更に必要な費用を加算した額を記載してください。
- (3) 「特別の仕様又は構造変更を施した箇所」の欄は、運転装置、固定装置、昇降装置等具体的に記載してください。
- (4) 「自動車の使用目的」の欄は、身体障がい者等についての自動車の具体的使用方法を記載してください。

2 添付書類について

- (1) 特別の仕様又は構造変更を施した業者の見積書
- (2) 自動車検査証の写し

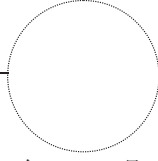
3 身体障害者手帳等の提示について

自動車税（種別割）の減免申請において、「当該自動車の使用目的」が使用者の家族である身体障がい者等の方の利用であり、その身体障がい者等の方が身体障害者手帳等の交付を受けておられる場合は、身体障害者手帳等を提示してください。

※ 「身体障害者手帳等」とは、身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳をいいます。

第22号様式その4の2 (第15条関係)

受付印



お願い
自動車税
(種別割)の
減免申請で
は、身体障害
者手帳等の
提示をお願
いする場合
があります。
詳しくは
裏面をお読
みください。

決	裁	係員	係長	課長	副所長	所長
年 月 日						

年 月 日 福岡県知事殿	申請者 (納税義務者)	住所	印 (電話 — —)
	氏名		

自 動 車 税 減免申請書
軽自動車税 (環境性能割)
(身体障がい者等の利用に供する自動車に対する減免)
下記のとおり自動車税・軽自動車税 (環境性能割) を減額・免除されるよう申請します。

区 分	年 度	減免前の税額	※ 減免する額	※ 減免後の税額	自動車登録番号
環境性能割					福 岡 北九州 久留米 筑 豊
種 別 割					
登 録 年月日		種 別		用 途	車体の 形 状
型 式		車台番号		使用の本 拠の位置	
自動車の取得価額				特別の使用又は構造 変更に必要な費用	
特別の仕様又は構造 変更を施した箇所					
自 動 車 の 使 用 目 的					
※ 通知書発送 年 月 日 番 号	年 月 日 第 号	※ 処理事績	税 第 号 (3)、(4)、(5)	申告書又は 課税状況 一 覧 表	印 年 月 日

※印の欄は、記載しないでください。

(記載については、裏面をお読みください)

(裏)

1 記載について

- (1) この申請書は、当該自動車の定置場を管轄する県税事務所に提出してください。
ただし、証紙徴収の方法によって徴収される自動車税又は軽自動車税（環境性能割）の減免申請書は、登録申請をする際に運輸支局又は自動車検査登録事務所の所在地を管轄する県税事務所に提出してください。
- (2) 「自動車の取得価額」の欄は、自動車税及び軽自動車税の環境性能割の課税標準基準額表及び税額一覧表（以下「一覧表」という。）に記載のあるものについては、その課税標準基準額に特別の仕様又は構造変更に必要な費用を加算した額を記載してください。
また、一覧表に記載のないものについては、自動車の価額から付加物とならないものを控除して得た額に特別の仕様又は構造変更に必要な費用を加算した額を記載してください。
- (3) 「特別の仕様又は構造変更を施した箇所」の欄は、運転装置、固定装置、昇降装置等具体的に記載してください。
- (4) 「自動車の使用目的」の欄は、身体障がい者等についての自動車の具体的使用方法を記載してください。

2 添付書類について

- (1) 特別の仕様又は構造変更を施した業者の見積書
- (2) 自動車検査証の写し

3 身体障害者手帳等の提示について

自動車税（種別割）の減免申請において、「当該自動車の使用目的」が使用者の家族である身体障がい者等の方の利用であり、その身体障がい者等の方が身体障害者手帳等の交付を受けておられる場合は、身体障害者手帳等を提示してください。

※ 「身体障害者手帳等」とは、身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳をいいます。

第二十二号様式その二中「田舎車税」を「田舎車税(種別別)」に改める。
第二十二号様式その三を次のように改める。

第23号様式その3 (第15条関係)

申請者 (納税者) (義務者)	住所	
	氏名	様

自動車税 減免決定通知書
 軽自動車税 (環境性能割)
 (身体障がい者等に対する減免)

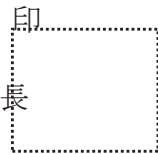
年 月 日申請のあった自動車税又は軽自動車税 (環境性能割) が下記のとおり減免されましたので、お知らせします。

種 別 割					環 境 性 能 割	自 動 車 登 録 (車 両) 番 号
納税通知書番号 又は照合番号	年度	減免前の 税 額	減免される 税 額	減免後の 税 額	減 免 さ れ る 額	福 岡 北九州
		円	円	円	円	久留米 筑 豊
備 考						

年 月 日

福岡県

県税事務所長



次の事由が生じたときは、速やかに当事務所にご連絡ください。

- 1 この自動車を使用しなくなったとき又は使用目的を変更したとき。
- 2 身体障害者手帳等の再交付又は記載事項に変更があったとき。
- 3 運転免許の取消し、あるいは条件の変更等があったとき。
- 4 運転者と障がい者が同居しなくなったとき。
- 5 その他、減免申請書に記載した事項に変更があったとき。

教示

この処分に係る審査請求等については別紙をご覧ください。

別紙

教示

1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。

なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務局長を経由して提出することとしてください。

2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

（1）審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき。

（2）処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

（3）その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する判決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第二十三号様式その四中「自動車税」を「自動車税(種別割)」に改める。
第二十三号様式その五を次のように改める。

第23号様式その5 (第15条関係)

申請者	住所	
(納税義務者)	氏名	様

自動車税 減免決定通知書
軽自動車税 (環境性能割)

(身体障がい者等の利用に供する自動車に対する減免)

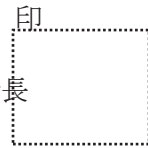
年 月 日申請のあった自動車税又は軽自動車税 (環境性能割) が下記のとおり減免されましたので、お知らせします。

種 別 割					環 境 性 能 割	自 動 車 登 録 (車 両) 番 号
納税通知書番号	年度	減免前の税額	減免される税額	減免後の税額	減免される額	福岡北九州
		円	円	円	円	久留米筑豊
備 考						

年 月 日

福岡県

県税事務所長

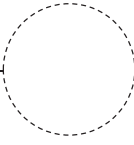




教示

- この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。
なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。
- この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第二十五号様式その三を次のように改める。

第25号様式その3 (第17条関係)

受付印 	決裁 年 月 日	係員	係長	課長	副所長	所長	整理番号 ※
							照合番号
							※
年 月 日 福岡県 県税事務所長殿	納 税 義務者	住 所 (所在地)					
		氏 名 (名称)	(電話 — —)			印 	
自動車税 (環境性能割) 更正請求書 軽自動車税 地方税法第20条の9の3第1項、第2項の規定によつて上記のとおり請求します。							
自 動 車 の 内 容	車名	年型式	車台 番号	原動機 の型式	種別・ 用途	初 度 登録年	自動車登録年月日・登 録 (車両) 番号 年 月 日 福岡 北九州 久留米 筑豊
	使用の本拠の位置						
申告書提出 年月日	年 月 日	修正申告書の提出年月日、更正ま たは決定の通知を受けた日				年 月 日	
区 分		課税標準額	特例控除額	税 率	税 額		
更 正 前 の 額		円	円	100	円		
更 正 後 の 額				100			
差 引 税 額		/		/			
請 求 の 理 由							
※ 事 務 処 理 事 項							
通知書発送年月日 番 号	年 月 日 第 号	調査年月日 調 査 員	年 月 日 印 				

※印欄は記載しないでください。

第二十七号様式その一を次のように改める。

第27号様式その1 (第18条関係)

(表)

法人の 県民税 事業税 特別法人事業税 地方法人特別税 に係る 更正決定 及び 過少申告加算金 不申告加算金 重加算金 額 決定通知書 納額告知書

Table with 2 columns: 本店所在地, 法人名, 代表者. Includes a stamp area for the date and signature.

年 月 日 印 福岡県 県税事務所長

下記のとおり更正・決定したので通知します。下記不足税額、過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金並びに当該不足税額に係る法定納期限の翌日から納付の日までの延滞金を合計した金額を別紙納付書により、

Table for balance sheet items: 期末現在の資本金の額, 期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額, 期末現在の資本金等の額.

Main tax calculation table with columns for 課税標準額, 税率, 税額, 区別, 課税標準額, 税率, 税額, 均等割, 分割基準, 重加算金, etc.

(裏)

教示

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。
なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。
- 2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - （1）審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
 - （2）処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - （3）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第二十七号様式その五を次のように改める。

第27号様式その5 (第18条関係)

自動車税 (環境性能割) に係る更正・決定 通知書
 軽自動車税 納額告知書

納税義務者	住所			
	氏名		自動車登録 又は届出番号	
環境性能割	区分	課税標準額	税率	税額
	更正・決定によるもの	円	$\frac{\quad}{100}$	円
	既に納付の確定しているもの		$\frac{\quad}{100}$	
	差引過不足税額			
加算金	区分	過不足税額	率	加算金額
	過少申告加算金額	円	$\frac{\quad}{100}$	円
	不申告加算金額		$\frac{\quad}{100}$	
	重加算金額		$\frac{\quad}{100}$	
	合計			
法定納期限	年 月 日	納付場所	福岡県指定金融機関、福岡県収納代理金融機関、福岡県内の郵便局、福岡県 県税事務所	

地方税法第 条第 号の規定により上記のとおり更正、決定したので、上記不足税額、過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金並びに当該不足税額に係る法定納期限の翌日から納付の日までの延滞金を合計した金額を別紙納付書により 年 月 日までに納付してください。

年 月 日

印
 福岡県 県税事務所長

教示
 この処分に係る審査請求等については別紙をご覧ください。

延滞金について

備考 「延滞金について」の下部に、当該年における延滞金の計算方法等を記載すること。

別紙

教示

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。
なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。
- 2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - （1）審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき。
 - （2）処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - （3）その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する判決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第三十四号様式その三及び第三十四号様式その四を次のように改める。

第34号様式その3 (第22条関係)

様

印

福岡県 県税事務所長

督促状

年 月 日

年 度	調 定 事 由	管 理 番 号	
実 績 年 月		本 書 作 成 日	
		年 月 日	
法人 県民 税	税 額	01	円
		02	円
	延 滞 金	03	円
	計	04	円
法人 事業 税・ 特別 法人 事業 税	税 額	05	円
		06	円
		07	円
		08	円
	延 滞 金	09	円
	過 少 申 告 加 算 金	10	円
	不 申 告 加 算 金	11	円
	重 加 算 金	12	円
	計	13	円
	合 計	14	円
納期限	年 月 日		

地方税法第66条及び第72条の66により督促しますので、上記の金額を同封の納付書で納付してください。

1 滞納処分
この督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、財産差押えの処分を受けることとなります。

2 教示
(1) この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。
なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。
(2) この処分の取消しの訴えは、上記2(1)の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、次の①から③までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
① 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
② 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
(3) ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

3 その他
上記の金額は作成日現在の滞納額です。
この税金についてご不明な点があるときは県税事務所にお問い合わせください。
既に納められている場合は、行き違いですのであしからずご了承ください。

第34号様式その4 (第22条関係)

様

電話番号
福岡県

県税事務所長

延滞金について

年 月 日

年 度	調 定 事 由	管 理 番 号
事 業 年 度		
. 年 月 日 から 年 月 日		

法人 県民税	延 滞 金		円
	既に納付した額		円
	差引未納額		円
又は 地方 法人 特別 税	延 滞 金		円
	既に納付した額		円
	差引未納額		円

差引未納額を納付してください。

既に収められている場合は、行き違いですのであしからずご了承ください。

第三十四号様式その五中「、第134条（自動車取得税）」「を」と、「、第165条（自動車税）」を「、第173条（自動車税（環境性能割））」、「第177条の19（自動車税（種別割））」に改める。

第三十六号様式その一を次のように改める。

第36号様式その1 (第23条の2、第25条関係)

(第1紙)

県徴収金領収証書元符									
事業年度	年	年	月	月	日から	日まで			
年度	予・中・確・修・更・決・み・徴猶・見								
納期限	年	月	日	課税番号					
(所在地) (法人名) (代表者名)									
法人県民税	税額	額	百	十	万	千	百	十	円
	延滞金								
	計	額	①						
法人事業税	税額								
又は地方税法人特別税	延滞金								
	過少申告加算金								
	不申告加算金								
	重加算金								
	計	額	②						
合計	額	①+②							
うち証券受領額									
収納証券記号番号									
銀行名									
摘要									
上記の金額	年	月	日	領収済み	印	収税課長捺印			
福岡県	県税事務所			印					
現金出納員									
福岡県事務吏員									
交付第	冊	第	号						

(第2紙)

県徴収金領収証書									
事業年度	年	年	月	月	日から	日まで			
年度	予・中・確・修・更・決・み・徴猶・見								
納期限	年	月	日	課税番号					
(所在地) (法人名) (代表者名)									
法人県民税	税額	額	百	十	万	千	百	十	円
	延滞金								
	計	額	①						
法人事業税	税額								
又は地方税法人特別税	延滞金								
	過少申告加算金								
	不申告加算金								
	重加算金								
	計	額	②						
合計	額	①+②							
うち証券受領額									
収納証券記号番号									
銀行名									
摘要									
上記の金額	年	月	日	領収しました。					
福岡県	県税事務所			印					
現金出納員									
福岡県事務吏員									
交付第	冊	第	号						

(第3紙)

県徴収金領収済報告書									
事業年度	年	年	月	月	日から	日まで			
年度	予・中・確・修・更・決・み・徴猶・見								
納期限	年	月	日	課税番号					
(所在地) (法人名) (代表者名)									
法人県民税	税額	額	百	十	万	千	百	十	円
	延滞金								
	計	額	①						
法人事業税	税額								
又は地方税法人特別税	延滞金								
	過少申告加算金								
	不申告加算金								
	重加算金								
	計	額	②						
合計	額	①+②							
うち証券受領額									
収納証券記号番号									
銀行名									
摘要									
上記の金額	年	月	日	領収済み	印	収税課長捺印			
福岡県	県税事務所			印					
現金出納員									
福岡県事務吏員									
交付第	冊	第	号						

(用紙 縦十八センチメートル・横八・五センチメートル)

第三十八号様式その一を次のように改める。

第38号様式その1 (第29条関係)

(表)

過剰納金等 還付当 通知書

「

 」
 様

年度	一般会計 歳入(出)	カード号	<input type="text"/>	管理番号	子・中・み・確 修・更・決・見
年度	期別	税目	法人事業税 法人県民税	区分	
事業年度	・	・	・	・	
送金口座振替依頼	福岡銀行(公金集中取扱)	支払所	銀行店 口座番号(普通・当座)号	振替店	県税事務所
	年 月 日	場			

過剰納金等	金額	年度	期別	税目	登録番号又は 納付(入)番号	充当した金額	差引還付金額
法人 県民税	延滞金額						百 十 万 千 百 十 円
	延滞金額						
	滞金額						
	加算金						
	加算金						
又は 特別法人事業税・ 特別法人事業税・ 地方法人特別税	加算金						
還付加算金							
合計							

あなたが納められた県税等が、左記のとおり納め過ぎになりました。

あなたが納められました県税等は、
 上記のとおり納め過ぎとなりましたから

1 お返しします。 2 未納の県税等に充当しました。
 3 未納の県税等に充当し、剰余金をお返しします。

年 月 日

福岡県

県税事務所長

(審査請求等については裏面をお読みください。)

カーボン

カーボン

(裏)

カーボン

教示


- 1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとさせていただきます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する判決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

カーボン

第三十八号様式その三及び第六十二号の三様式その三中「**田舎車税**」を「**田舎車税**（**種別別**）」に改める。

第六十四号の三様式を次のように改める。

第64号の3様式 (第34条の2、第38条関係)

		管理番号	
<div style="text-align: center;">  受付印 年 月 日 福岡県 県税事務所長 殿 </div>	法人名		
	法人番号		
	所在地	電話 ()	
	代表者名	印	
	代表者住所		
還付請求事由	1 更生手続開始決定 2 再生手続決定 3 法人税法施行令第24条の2第1項に規定する再生計画認可の決定に準ずる事実 4 地方税法施行規則第3条の2の2第1項又は第4条の3の2第1項に規定する事由		
上記事由の発生日	年 月 日		

仮装経理還付請求書

地方税法 第53条第35項 第72条の24の10第4項 の規定に基づき、下記のとおり

仮装経理法人税割額
仮装経理事業税額 の
仮装経理特別法人事業税額
仮装経理地方法人特別税額

還付を請求します。

1 還付請求額の明細

仮装経理に基づく過大申告をした事業年度又は連結事業年度	年 月 日から 年 月 日まで	確定申告書提出年月日	年 月 日
仮装経理に基づく過大申告の更正の日	年 月 日	控除開始事業年度又は連結事業年度	年 月 日から 年 月 日まで
法人事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税		法人県民税 (法人税割)	
仮装経理事業税額 ①		仮装経理法人税割額 ⑧	
既に控除した税額 ②		既に控除した税額 ⑨	
還付請求額 (①-②) ③		還付請求額 (⑧-⑨) ⑩	
仮装経理特別法人事業税額 又は仮装経理地方法人特別税額 ④		還付請求額合計 (⑦+⑩)	
既に控除した税額 ⑤			
還付請求額 (④-⑤) ⑥			
還付請求額小計 (③+⑥) ⑦			

2 還付を受けようとする金融機関等

金融機関名		口座番号等	普通・当座 ()
本支店名			

- 注1 この請求書は、一事業年度ごとに一部提出してください。
- 2 この請求書を提出する際は、還付請求事由を証する書類を添付してください。
- 3 「確定申告書提出年月日」の欄は、当該事業年度分の確定申告書を提出した年月日を記載してください。

第七十二号様式及び第七十三号様式を次のように改める。

第72号様式 (第39条関係)

申告書の提出期限の延長申請に係る決定通知書			
様		福岡県	県税事務所長
		第 年 月 日 号 印	
下記の事業年度分の事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税の申告書の提出期限の承認(変更)(取消)について、下記のとおり通知します。			
法人名称		主たる事業所等の所在地	
事業年度	から まで	申告書の提出 期 限	まで
県 民 税	届 け 出 の 内 容	年 月 日決算期分より 月間延長	
		年 月 日決算期分より	
事 業 税 ・ 特 別 法 人 事 業 税 又 は 地 方 法 人 特 別 税	承 認 等 の 内 容	年 月 日決算期分より 月間延長	
		年 月 日まで延長	
		年 月 日決算期分より	
備 考			

(裏)

教示

1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。

なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務局長を経由して提出することとしてください。

2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

（1）審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。

（2）処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

（3）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第73号様式（第34条の5、第39条関係）

申告書の提出期限の延長の承認等の通知書			
様		第 年 月 日	号
福岡県		県税事務所長 印	
下記の事業年度分の県民税・事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税の申告書の提出期限の承認(変更)(取消)について、下記のとおり通知します。			
法人名称	(法人番号)	主たる事業所等の所在地	
事業年度	から まで	申告書の提出 期 限	まで
県 民 税	届 け 出 の 内 容	年 月 日決算期分より 月間延長	
		年 月 日決算期分より	
事 業 税 ・ 特 別 法 人 事 業 税 又 は 地 方 法 人 特 別 税	承 認 等 の 内 容	年 月 日決算期分より 月間延長	
		年 月 日まで延長	
		年 月 日決算期分より	
備 考			

第七十三号の二の様式から第七十三号の二の四様式までを次のように改める。

第73号の2の3様式 (第39条の2の2関係)

管理番号	
------	--

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 60px; height: 60px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 受付印 </div> 年 月 日 福岡県 県税事務所長 殿	法人名																					
	法人番号	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>																				
	所在地																					
	代表者名	印																				
応答部署 及び 担当者名	電話()																					

法人事業税及び特別法人事業税又は地方法人特別税の徴収猶予延長申請書

このことについて、下記のとおり福岡県税条例第20条の18の4第2項の規定により徴収猶予の延長を受けたいので申請します。

事業年度	申告区分	法定納期限	納期限	徴収猶予を受けようとする期間	徴収猶予を受けようとする税額	すでに徴収猶予を受けた期間	すでに徴収猶予を受けた税額
					円 特別法人事業税額 〔うち 又は地方法人特別税額〕 円		円 特別法人事業税額 〔うち 又は地方法人特別税額〕 円
					円 特別法人事業税額 〔うち 又は地方法人特別税額〕 円		円 特別法人事業税額 〔うち 又は地方法人特別税額〕 円
					円 特別法人事業税額 〔うち 又は地方法人特別税額〕 円		円 特別法人事業税額 〔うち 又は地方法人特別税額〕 円
					円 特別法人事業税額 〔うち 又は地方法人特別税額〕 円		円 特別法人事業税額 〔うち 又は地方法人特別税額〕 円

徴収猶予の延長を必要とする理由

猶予に係る金額に相当する担保

徴収猶予の期間の延長を受けようとする法人は、徴収猶予を受けている期間の終了する日までに、この申請書を提出してください。
また、徴収猶予について必要な書類の提出を求めています。

第73号の2の4様式（第34条の6、第39条の2の3関係）

管理番号	
------	--

法人県民税、法人事業税及び特別法人事業税又は地方法人特別税の徴収猶予(延長)許可(不許可)(取消)通知書	
所在地	
法人名	
代表者名	殿

第 号
年 月 日
福岡県 県税事務所長

年 月 日申請のあった徴収猶予(延長)について許可した(許可できない・取り消した)ので通知します。

なお、地方税法第15条の3、第55条の2第4項、第55条の4第4項、第72条の38の2第8項若しくは第9項、第72条の39の2第4項又は法第72条の39の4第4項に規定する取消理由が生じた場合は、許可を取り消すことがあります。その時は速やかに納付してください。

不服申立てについて

1 この処分について不服があるときは、この書面を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により福岡県知事に審査請求をすることができます。
 なお、この審査請求書は、正、副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。

2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。
 審査請求の裁決を経た後は、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に福岡県を被告として(代表者は、福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があった日から3ヶ月を経過しても裁決がないとき。
 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

事業年度又は 連結事業年度	納期限	申告区分	法人県民税	事業税及び特別法人事業税又は地方法人特別税		
			法人税割額	所得割額、 特別法人事業税額 又は地方法人特別税額	付加価値割額	加算金額
			円	円	円	円
			円	円	円	円
			円	円	円	円
			円	円	円	円

徴する担保	
不許可(取消)理由	

第七十四号様式を次のように改める。

第74号様式 (第40条関係)

個人事業税に係る開業等報告書

年 月 日 提出																
福岡県知事 殿																
下記のとおり、事業の 開業 廃業 諸変更 を行いましたので、報告します。																
事務所・事業所の所在地	電話 ()															
名 称 (屋 号)																
住 所 (居 所)	電話 ()															
個 人 番 号	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;"></td><td style="width: 5%;"></td><td style="width: 5%;"></td><td style="width: 5%;"></td><td style="width: 5%;"></td><td style="width: 5%;"></td><td style="width: 5%;"></td><td style="width: 5%;"></td><td style="width: 5%;"></td><td style="width: 5%;"></td><td style="width: 5%;"></td><td style="width: 5%;"></td><td style="width: 5%;"></td><td style="width: 5%;"></td><td style="width: 5%;"></td> </tr> </table>															
ふ り が な 氏 氏 名	(印)															
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;">変更した事項</td> <td style="width: 35%; padding: 5px;"> 1 事務所・事業所の所在地 2 住所(居所) 3 氏名 4 その他 </td> <td style="width: 15%; padding: 5px;"> 変更前 変更後 </td> <td style="width: 35%; padding: 5px;"> ※1月1日現在で記入 </td> </tr> </table>	変更した事項	1 事務所・事業所の所在地 2 住所(居所) 3 氏名 4 その他	変更前 変更後	※1月1日現在で記入												
変更した事項	1 事務所・事業所の所在地 2 住所(居所) 3 氏名 4 その他	変更前 変更後	※1月1日現在で記入													
開・廃業、変更年月日	年 月 日															
事 業 種 名																
摘 要																

関与税理士
(電話 — —)

注 従前、他所で事業を行っていた人は、その住所及び事業種名を摘要欄に記入してください。

第七十五号様式を次のように改める。

第75号様式その1 (第41条関係)

第 号
年 月 日

様

福岡県 県税事務所長

印

個人事業税課税標準額分割通知書

地方税法第72条の54第3項の規定に基づき課税標準額等を下記のとおり通知します。

主たる事務所または事業所所在地				
個人番号	□□□□□□□□□□□□□□□□	営業期間	年 月 日から 年 月 日まで	
納税者名			決定年月日	年 月 日
事業の種類	第 種事業(業)			
総 額				
所得金額	専従者控除額	その他の控除額	事業主控除額	課税標準とすべき所得の総額
円	円	円	円	円
分割に関する明細				
関係都道府県事務所事業所等の名称	同所在地	分割基準	分割課税標準額	
	福岡県		円	
摘要				

備考 2部複写とし、上紙は事務所控用、下紙は関係都道府県送付用とすること。

第75号様式その2 (第41条関係)

第 号
年 月 日

様

福岡県 県税事務所長

印

個人事業税課税標準額分割通知書

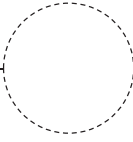


地方税法第72条の54第3項の規定に基づき課税標準額等を下記のとおり通知します。

主たる事務所または 事業所所在地				
納税者名		営業期間	年 月 日から 年 月 日まで	
事業の種類	第 種事業(業)	決定年月日	年 月 日	
総 額				
所得金額	専従者控除額	その他の控除額	事業主控除額	課税標準とすべき 所得の総額
円	円	円	円	円
分割に関する明細				
関係都道府県事務所 事業所等の名称	同所在地	分割基準	分割課税標準額	
	福岡県		円	
摘要				

備考 納税者送付用

第百十一号様式を次のように改める。

第111号様式 (第71条関係)

受付印 	年 月 日	決裁	係員	係長	課長	副所長	所長	整理番号
								※
								照合番号
								※
年 月 日 福岡県県税事務所長殿	納税義務者 (道路運送車両法 上の登録原簿に 記載されたもの)		住所					
			氏名	(電話 — —)				印 
自動車税 (種別割) (県税条例第50条第1項第3号) の課税免除申請書 福岡県税条例第50条の規定により課税免除申請書を提出します。								
学校名称及 び教育内容								
登録番号	福岡 北九州 久留米 筑豊	最大積載量 乗車定員	(kg) (人) kg 人					
総排気量 及び定格出力	1 kw	車名 型式・年式						
車台番号			原動機の型式					
登録年月日	年 月 日	学校法人等の 認可年月日	年 月 日					
※ 決 議 書 (事後処理事項)								
調査対象期間	年 月 日から 年 月 日まで							
調 査 の て ん 末							
							
							
	証拠書類 対応者氏名							
通知書発送年月日 番 号	年 月 日 第 号	調査年月日 調 査 員	年 月 日 印 					

※印欄は記載しないでください。

第百十一号の三様式中「県税条例第49条第1項第3号」を「自動車税（種別割）（県税条例第50条第1項第3号）」に改める。

第百十二号様式その一から第百十三号様式その四までを次のように改める。

第112号様式その1(第71条の2、第72条関係)

新車用

申告区分	1. 新規登録(新車) 2. 新規登録(中古車)
取得区分	1. 売買 2. 相続 3. 贈与 4. 所有権留保解除 5. その他
譲渡区分	1. 課税 2. 非課税 3. 課税免除 4. 減免(障害者・その他) 5. 免税品以下 6. 商品車 7. その他
環境性能	種別 環境性能

運輸支局等	車種区分	かた	番号
8. その他	(右語で記入)		(右語で記入)

住所又は所在地	氏名又は名称	生年月日	電話番号
(ビル・マンション・マンション及び店舗番号を右語で記入)		1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成 5. 令和	

車種区分	原動機の型式	長さ	幅	高さ
1. 普通 2. 小型 3. 三輪 4. 軽	1. 普通用 2. 自家用	cm	kg	kg

車台番号(下7桁で可)	型式
	1. ガソリン 2. 軽油 3. その他

車台重量	車台重量	車台重量

取得前の用途	1. 営業用 2. 自家用 3. その他

住所又は所在地	氏名又は名称	電話番号

課税標準額	0000円
付加物	0000円
課税標準額	0000円

税率区分	A T・MT	受	記載要領16
	B1・B2	否	を参照

種別割年税額	0000円
月額	0000円

納税済証	0000円
------	-------

納税済証

納税済証

納税済証

納税済証

(※) この型又は重要な事項になりから大切に保存してください。

第112号様式その2(第71条の2、第72条関係)

新车型用

申告区分 1.新規格車(新車) 2.新規格車(中古車)	取得年月日 1.光買 2.相統 3.贈与 4.所有権保解除	課税区分 1.課税 2.非課税 3.課税免除 4.減免(障害者・その他) 5.減免品目 6.商品車	自動車税(環境性能制・種別別)申告書(報告書) 知事殿 つぎのとおり申告(報告)します。
--------------------------------	-------------------------------------	--	--

自動車税(環境性能制・種別別)申告書(報告書)知事殿
 つぎのとおり申告(報告)します。
 年 月 日
 初年度登録年月(初年度登録年) 年 月 日

納税者 (氏名) 住所	納税者 (氏名) 住所	納税者 (氏名) 住所	納税者 (氏名) 住所
納税者 (氏名) 住所	納税者 (氏名) 住所	納税者 (氏名) 住所	納税者 (氏名) 住所

車種区分	車種区分	車種区分	車種区分	車種区分	車種区分
01.乗用車	02.トラック(貨物)	03.トラック(貨客兼用)	04.トラック(けん引車)	05.トラック(けん引車)	06.その他
07.バス(一般乗用)	08.バス(その他)	09.バス(一般貨用)	10.バス(一般貨用)	11.バス(一般貨用)	12.その他

車台番号	車台番号	車台番号	車台番号	車台番号	車台番号
01.乗用車	02.乗用車	03.乗用車	04.乗用車	05.乗用車	06.乗用車

車台重量	車台重量	車台重量	車台重量	車台重量	車台重量
kg	kg	kg	kg	kg	kg

環境性能制	環境性能制	環境性能制	環境性能制	環境性能制	環境性能制
1.乗用車	2.乗用車	3.乗用車	4.乗用車	5.乗用車	6.乗用車

課税標準額	課税標準額	課税標準額	課税標準額	課税標準額	課税標準額
円	円	円	円	円	円

自動車税	自動車税	自動車税	自動車税	自動車税	自動車税
円	円	円	円	円	円

課税標準額	課税標準額	課税標準額	課税標準額	課税標準額	課税標準額
円	円	円	円	円	円

第112号様式その3(第71条の2、第72条関係)

自動車税(環境性能割・種別割)連絡票

() 種別番号 () () () () () () () () () () () () () () () ()	運輸支局等 () () () () () () () ()	車種区分 () () () () () () () () (右部を記入)	番号 () () () () () () () () (右部を記入)
--	--	--	--

環境性能割	() () () () () () () ()	00 円	申請に関する 告知義務 申告者に	住所又は 所在地	() () () () () () () ()
			氏名又は 名称	() () () () () () () ()	
			電話番号		
			環境性能割		減免額・減免後の額
種別割		減免額・減免後の額			
種別割		00 円			
納付税額		() () () () () () () ()			

第112号様式その4(第71条の2、第72条関係)

新車用

申告書(報告書)	自動車税(環境性能制・種別制)申告書(報告書)
知事殿	つきのおり申告(報告)します。
年 月 日	年 月 日

1.新車登録(新車)	2.新車登録(中古車)
申告書(報告書)	申告書(報告書)
1.新車登録(新車)	2.新車登録(中古車)
3.新車登録(中古車)	4.新車登録(中古車)
5.その他	6.その他

種別	1.乗用車	2.トラック(貨物)	3.トラック(貨物)	4.トラック(貨物)	5.トラック(貨物)	6.トラック(貨物)	7.トラック(貨物)	8.トラック(貨物)	9.トラック(貨物)	10.トラック(貨物)	11.バス(一般乗用)	12.バス(一般乗用)	13.バス(一般乗用)	14.バス(一般乗用)	15.バス(一般乗用)	16.バス(一般乗用)	17.バス(一般乗用)	18.バス(一般乗用)	19.バス(一般乗用)	20.バス(一般乗用)
車種区分	1.乗用車	2.トラック	3.トラック	4.トラック	5.トラック	6.トラック	7.トラック	8.トラック	9.トラック	10.トラック	11.バス	12.バス	13.バス	14.バス	15.バス	16.バス	17.バス	18.バス	19.バス	20.バス
車体形式	1.乗用車	2.トラック	3.トラック	4.トラック	5.トラック	6.トラック	7.トラック	8.トラック	9.トラック	10.トラック	11.バス	12.バス	13.バス	14.バス	15.バス	16.バス	17.バス	18.バス	19.バス	20.バス

車名(通称名)	型式
車台番号(以下桁で可)	種別区分番号
総重量(kg)	1.ガソリン
1.ガソリン	2.軽油
3.その他	

1.営業用	2.自家用
3.その他	
1.自己所有	2.所有権留保
3.商品車	4.リース車
5.譲渡担保	6.その他

住所又は所在地	住所又は所在地
氏名又は名称	氏名又は名称
電話番号	電話番号

1.乗用車	2.トラック	3.トラック	4.トラック	5.トラック	6.トラック	7.トラック	8.トラック	9.トラック	10.トラック	11.バス	12.バス	13.バス	14.バス	15.バス	16.バス	17.バス	18.バス	19.バス	20.バス
1.乗用車	2.トラック	3.トラック	4.トラック	5.トラック	6.トラック	7.トラック	8.トラック	9.トラック	10.トラック	11.バス	12.バス	13.バス	14.バス	15.バス	16.バス	17.バス	18.バス	19.バス	20.バス
1.乗用車	2.トラック	3.トラック	4.トラック	5.トラック	6.トラック	7.トラック	8.トラック	9.トラック	10.トラック	11.バス	12.バス	13.バス	14.バス	15.バス	16.バス	17.バス	18.バス	19.バス	20.バス

環境性能制	減免額・減免後の額
申告書・所有形態	減免額・減免後の額
取得年月日	取得年月日
申告年月日	申告年月日
申告率区分	申告率区分
求償・特例	求償・特例
税額(本体・付加)	税額(本体・付加)
住所コード	住所コード

※この欄には記入しないこと

第113号様式その1(第71条の2、第72条関係)

移動変更月及び排注・転出用

納税者 氏名又は名称 住所又は所在地	申告区分 1.新規登録(新車) 2.新規登録(中古車) 8.その他()
住所又は所在地 (ビル・マンション・マンション及び種別番号を右語で記入)	1.新規登録(新車) 2.新規登録(中古車)
種別 1.普通車 2.小型車 3.三輪車 4.軽自動車 5.乗用車 6.貨物車	1.新規登録(新車) 2.新規登録(中古車)
車種区分 1.普通車 2.小型車 3.三輪車 4.軽自動車 5.乗用車 6.貨物車	1.新規登録(新車) 2.新規登録(中古車)
車台番号(下7桁で可)	1.新規登録(新車) 2.新規登録(中古車)
型式 1.ガソリン 2.軽油 3.その他	1.新規登録(新車) 2.新規登録(中古車)

車種区分 1.普通車 2.小型車 3.三輪車 4.軽自動車 5.乗用車 6.貨物車	1.新規登録(新車) 2.新規登録(中古車)
車体寸法 全長 cm 全幅 cm 全高 cm	1.新規登録(新車) 2.新規登録(中古車)
重量 重量 kg 許容積載重量 kg	1.新規登録(新車) 2.新規登録(中古車)
エンジン 1.ガソリン 2.軽油 3.その他	1.新規登録(新車) 2.新規登録(中古車)
排気量 1.2000cc以下 2.2001cc以上	1.新規登録(新車) 2.新規登録(中古車)
駆動方式 1.前輪駆動 2.後輪駆動 3.四輪駆動	1.新規登録(新車) 2.新規登録(中古車)
燃費 1.ガソリン 2.軽油 3.その他	1.新規登録(新車) 2.新規登録(中古車)
燃費率 1.ガソリン 2.軽油 3.その他	1.新規登録(新車) 2.新規登録(中古車)
税額 1.ガソリン 2.軽油 3.その他	1.新規登録(新車) 2.新規登録(中古車)
納税済証 1.ガソリン 2.軽油 3.その他	1.新規登録(新車) 2.新規登録(中古車)

自動車本体 (課税標準準拠額) 0000円	交付物 (品名) (価額) 0000円
課税標準額 0000円	税額 0000円
税率区分 A T・MT B 1・B 2	記載要領14を参照
種別 A 受 B 否	記載要領16を参照
種別別年税額	納税済証
税額	納税済証
納税済証	納税済証

納税済証
納税済証及び納税済証の納税
証明書の発行の有効期限は
発行後3ヶ月30日です。(領収印の
ないものは無効)

(※) この票又は重要な証拠になりやすから大切に保存してください。

自動車税 (環境性能制・種別制) 申告書 (報告書) 知事殿 つきのおり申告 (報告) します。 年 月 日	初年度年 (初年度年)
取得前月の用途 1.営業用 2.自家用 3.その他	取得前月の用途
取得前月の用途 1.ガソリン 2.軽油 3.その他	取得前月の用途
取得前月の用途 1.ガソリン 2.軽油 3.その他	取得前月の用途
取得前月の用途 1.ガソリン 2.軽油 3.その他	取得前月の用途
取得前月の用途 1.ガソリン 2.軽油 3.その他	取得前月の用途
取得前月の用途 1.ガソリン 2.軽油 3.その他	取得前月の用途
取得前月の用途 1.ガソリン 2.軽油 3.その他	取得前月の用途
取得前月の用途 1.ガソリン 2.軽油 3.その他	取得前月の用途
取得前月の用途 1.ガソリン 2.軽油 3.その他	取得前月の用途

住所又は所在地 氏名又は名称 電話番号	住所又は所在地 氏名又は名称 電話番号
住所又は所在地 氏名又は名称 電話番号	住所又は所在地 氏名又は名称 電話番号
住所又は所在地 氏名又は名称 電話番号	住所又は所在地 氏名又は名称 電話番号
住所又は所在地 氏名又は名称 電話番号	住所又は所在地 氏名又は名称 電話番号
住所又は所在地 氏名又は名称 電話番号	住所又は所在地 氏名又は名称 電話番号
住所又は所在地 氏名又は名称 電話番号	住所又は所在地 氏名又は名称 電話番号
住所又は所在地 氏名又は名称 電話番号	住所又は所在地 氏名又は名称 電話番号
住所又は所在地 氏名又は名称 電話番号	住所又は所在地 氏名又は名称 電話番号
住所又は所在地 氏名又は名称 電話番号	住所又は所在地 氏名又は名称 電話番号

(備考)
1 自動車税の種別制は、その所有者が納税義務者です。ただし、所有権を留保している場合は、使用者(買主)が納税義務者となります。
2 売買契約書等取引価額を証する書類の写し及び控除額の内訳を証する書類を添付してください。なお、通常の取引価額で申告される場合は、これらの書類を省いても差し支えありません。
3 形式的所有権の移転に伴う非課税に該当するもの、その他課税免除に該当するものは、これを証する書類を添付してください。

文字はかき書で、ていねいに記入してください。

第113号様式その2(第71条の2、第72条関係)

移動変更月及び拜出・配出用

申告区分	4. 転入 5. 転出 6. 持込 7. 変更 (使用者・住所・氏名・定置場・番号・構造・用途・軽自動車所有者)
取得原因	1. 売買 2. 相続 3. 贈与 4. 所有権保留解除 5. その他
課税区分	1. 課税 2. 非課税 3. 課税免除 4. 減免 (障害者・その他) 5. 減免品目 6. 品目 7. その他
制別	自動車税 (環境性能制・制別別) 申告書 (報告書) 軽自動車税 (環境性能制・制別別) 申告書 (報告書) 知事殿 つぎのとおり申告 (報告) します。 年 月 日

検査番号	ナンバー	ナンバー	ナンバー	ナンバー	ナンバー	ナンバー	ナンバー	ナンバー	ナンバー	ナンバー	ナンバー	ナンバー	ナンバー	ナンバー	ナンバー	ナンバー
乗用車 軽自動車 3輪自動車 4. 平成 5. 令和	乗用車 軽自動車 3輪自動車 4. 平成 5. 令和	乗用車 軽自動車 3輪自動車 4. 平成 5. 令和	乗用車 軽自動車 3輪自動車 4. 平成 5. 令和	乗用車 軽自動車 3輪自動車 4. 平成 5. 令和	乗用車 軽自動車 3輪自動車 4. 平成 5. 令和	乗用車 軽自動車 3輪自動車 4. 平成 5. 令和	乗用車 軽自動車 3輪自動車 4. 平成 5. 令和	乗用車 軽自動車 3輪自動車 4. 平成 5. 令和	乗用車 軽自動車 3輪自動車 4. 平成 5. 令和	乗用車 軽自動車 3輪自動車 4. 平成 5. 令和	乗用車 軽自動車 3輪自動車 4. 平成 5. 令和	乗用車 軽自動車 3輪自動車 4. 平成 5. 令和	乗用車 軽自動車 3輪自動車 4. 平成 5. 令和	乗用車 軽自動車 3輪自動車 4. 平成 5. 令和	乗用車 軽自動車 3輪自動車 4. 平成 5. 令和	乗用車 軽自動車 3輪自動車 4. 平成 5. 令和

納税者 (申告・報告)	氏名 住所 住所又は所在地
納税者 (申告・報告)	氏名 住所 住所又は所在地
納税者 (申告・報告)	氏名 住所 住所又は所在地
納税者 (申告・報告)	氏名 住所 住所又は所在地
納税者 (申告・報告)	氏名 住所 住所又は所在地
納税者 (申告・報告)	氏名 住所 住所又は所在地
納税者 (申告・報告)	氏名 住所 住所又は所在地
納税者 (申告・報告)	氏名 住所 住所又は所在地
納税者 (申告・報告)	氏名 住所 住所又は所在地
納税者 (申告・報告)	氏名 住所 住所又は所在地

納税者 (申告・報告)	氏名 住所 住所又は所在地
納税者 (申告・報告)	氏名 住所 住所又は所在地
納税者 (申告・報告)	氏名 住所 住所又は所在地
納税者 (申告・報告)	氏名 住所 住所又は所在地
納税者 (申告・報告)	氏名 住所 住所又は所在地
納税者 (申告・報告)	氏名 住所 住所又は所在地
納税者 (申告・報告)	氏名 住所 住所又は所在地
納税者 (申告・報告)	氏名 住所 住所又は所在地
納税者 (申告・報告)	氏名 住所 住所又は所在地
納税者 (申告・報告)	氏名 住所 住所又は所在地

納税者 (申告・報告)	氏名 住所 住所又は所在地
納税者 (申告・報告)	氏名 住所 住所又は所在地
納税者 (申告・報告)	氏名 住所 住所又は所在地
納税者 (申告・報告)	氏名 住所 住所又は所在地
納税者 (申告・報告)	氏名 住所 住所又は所在地
納税者 (申告・報告)	氏名 住所 住所又は所在地
納税者 (申告・報告)	氏名 住所 住所又は所在地
納税者 (申告・報告)	氏名 住所 住所又は所在地
納税者 (申告・報告)	氏名 住所 住所又は所在地
納税者 (申告・報告)	氏名 住所 住所又は所在地

納税者 (申告・報告)	氏名 住所 住所又は所在地
納税者 (申告・報告)	氏名 住所 住所又は所在地
納税者 (申告・報告)	氏名 住所 住所又は所在地
納税者 (申告・報告)	氏名 住所 住所又は所在地
納税者 (申告・報告)	氏名 住所 住所又は所在地
納税者 (申告・報告)	氏名 住所 住所又は所在地
納税者 (申告・報告)	氏名 住所 住所又は所在地
納税者 (申告・報告)	氏名 住所 住所又は所在地
納税者 (申告・報告)	氏名 住所 住所又は所在地
納税者 (申告・報告)	氏名 住所 住所又は所在地

※この欄には記入しないこと

第113号様式その4(第71条の2、第72条関係)

移動変更月及び排回・転出用

申告区分	4. 転入 7. 変更 (使用者・住所・氏名・定置場・番号・構造・用途・種別・所有形態)	5. 転出	3. 移転登録 6. 抹消登録	申告書(報告書)
取得区分	1. 売買 2. 相続 3. 贈与 4. 所有権留保解除 5. その他	1. 課税 2. 非課税 3. 課税免除 4. 減免(障害者・その他) 5. 減免品目 6. 商品車	種別 環境 性能	自動車税(環境性能制・種別別) 申告書(報告書) 知事殿 つきのとおり申告(報告)します。 年 月 日

運輸支局等	車種区分	かみ	番号	登録(取得・変更・廃車等)年月日	初年度登録年月(初年度登録年月)
01 乗用車 02 トラック(貨物) 03 トラック(貨客兼用車) 04 トラック(けん引車) 05 トラック(被けん引車) 06 バス(一般乗用) 07 バス(その他) 08 三輪小型 09 特種用途自動車 10 その他 11 バス(一般貨用)	01 普通 02 小型 03 三輪	1. 営業用 2. 自家用	長さ cm kg 高さ cm	車台総重量 kg 車台番号(下7桁で可)	型式

住所又は所在地	(ビル・マンション・マンション及び団地等番号を右語で記入)	車台重量	kg	燃料の種類	1. ガソリン 2. 軽油 3. その他
氏名又は名称	印	車台重量	kg	総排気量又は定格出力	1. 1 2. 2 3. 3
生年月日	1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成 5. 令和	車台重量	kg	主たる定置場	※()内は田主たる定置場所の市町村名を記入
電話番号	(左語で記入)	車台重量	kg	取得前の用途	1. 営業用 2. 自家用 3. その他

住所又は所在地	(ビル・マンション・マンション及び団地等番号を右語で記入)	車台重量	kg	燃料の種類	1. ガソリン 2. 軽油 3. その他
氏名又は名称	印	車台重量	kg	総排気量又は定格出力	1. 1 2. 2 3. 3
生年月日	1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成 5. 令和	車台重量	kg	主たる定置場	※()内は田主たる定置場所の市町村名を記入
電話番号	(左語で記入)	車台重量	kg	取得前の用途	1. 営業用 2. 自家用 3. その他

住所又は所在地	(ビル・マンション・マンション及び団地等番号を右語で記入)	車台重量	kg	燃料の種類	1. ガソリン 2. 軽油 3. その他
氏名又は名称	印	車台重量	kg	総排気量又は定格出力	1. 1 2. 2 3. 3
生年月日	1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成 5. 令和	車台重量	kg	主たる定置場	※()内は田主たる定置場所の市町村名を記入
電話番号	(左語で記入)	車台重量	kg	取得前の用途	1. 営業用 2. 自家用 3. その他

住所又は所在地	(ビル・マンション・マンション及び団地等番号を右語で記入)	車台重量	kg	燃料の種類	1. ガソリン 2. 軽油 3. その他
氏名又は名称	印	車台重量	kg	総排気量又は定格出力	1. 1 2. 2 3. 3
生年月日	1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成 5. 令和	車台重量	kg	主たる定置場	※()内は田主たる定置場所の市町村名を記入
電話番号	(左語で記入)	車台重量	kg	取得前の用途	1. 営業用 2. 自家用 3. その他

住所又は所在地	(ビル・マンション・マンション及び団地等番号を右語で記入)	車台重量	kg	燃料の種類	1. ガソリン 2. 軽油 3. その他
氏名又は名称	印	車台重量	kg	総排気量又は定格出力	1. 1 2. 2 3. 3
生年月日	1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成 5. 令和	車台重量	kg	主たる定置場	※()内は田主たる定置場所の市町村名を記入
電話番号	(左語で記入)	車台重量	kg	取得前の用途	1. 営業用 2. 自家用 3. その他

住所又は所在地	(ビル・マンション・マンション及び団地等番号を右語で記入)	車台重量	kg	燃料の種類	1. ガソリン 2. 軽油 3. その他
氏名又は名称	印	車台重量	kg	総排気量又は定格出力	1. 1 2. 2 3. 3
生年月日	1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成 5. 令和	車台重量	kg	主たる定置場	※()内は田主たる定置場所の市町村名を記入
電話番号	(左語で記入)	車台重量	kg	取得前の用途	1. 営業用 2. 自家用 3. その他

第百十三号の三様式及び第百十三号の四様式中「自動車税」を「自動車税（種別割）」に改める。

第百十三号の五様式その一中「自動車税」を「自動車税（種別割）」と、「第54条の2」を「第57条の12」に改める。

第百十三号の五様式その二中「第54条の2」を「第57条の12」に改める。

第百十三号の五様式その三中「第54条の2」を「第57条の12」と、「7月25日」を「月 日」に改める。

第百十三号の六様式中「第54条の2」を「第57条の12」に改める。

第百十四号様式その一中「自動車税」を「自動車税（種別割）」と、「法146」を「法148」と、「第49条」を「第50条」に改める。

第百十四号様式その二中「自動車税」を「自動車税（種別割）」に改める。

第百二十一号の六様式を次のように改める。

第121号の6様式 削除

第百二十一号の七様式から第百二十一号の十一様式までを次のように改める。

第121号の7様式その1(第71条の2関係)

自動車税(環境性能割)修正申告書
軽自動車税

福岡県知事殿

つきのとおり申告します。 年 月 日 (納税者控)

申告区分 1. 新規登録(新車) 2. 新規登録(中古車) 3. 移転登録 4. その他	取得原因 1. 売買 2. 相続 3. 贈与 4. その他	相続 所有権留保解除
--	---	---------------

登録番号	運輸支局等	車種区分	かな	番号
年号	平成	年	月	日
種別	1. 普通三輪 2. 小型三輪 3. 軽自動車	01. 乗用車 02. トラック(貨客兼用) 03. トラック(けん引車) 04. トラック(けん引車) 05. トラック(けん引車) 06. バス(一般乗合用) 07. バス(その他) 08. 三輪小型 09. 特殊用途自動車 10. その他	01. 乗用車 02. トラック(貨客兼用) 03. トラック(けん引車) 04. トラック(けん引車) 05. トラック(けん引車) 06. バス(一般乗合用) 07. バス(その他) 08. 三輪小型 09. 特殊用途自動車 10. その他	年度基準 %達成
税額	01. 低燃費車(乗用車) 02. ノンステップバス 03. 電気自動車 04. 天然ガス自動車 05. フラッグインハイブリッド 06. クリーニージェル乗用車	01. ノンステップバス 02. リフト付きバス(乗車定員30人以上) 03. リフト付きバス(乗車定員30人未満) 04. ユニバーサルフラッグインハイブリッド 05. A S V (衝突被害軽減ブレーキ搭載車両等)	01. ノンステップバス 02. リフト付きバス(乗車定員30人以上) 03. リフト付きバス(乗車定員30人未満) 04. ユニバーサルフラッグインハイブリッド 05. A S V (衝突被害軽減ブレーキ搭載車両等)	年度基準 %達成
課税標準額	01. 低燃費車(乗用車) 02. ノンステップバス 03. 電気自動車 04. 天然ガス自動車 05. フラッグインハイブリッド 06. クリーニージェル乗用車	01. ノンステップバス 02. リフト付きバス(乗車定員30人以上) 03. リフト付きバス(乗車定員30人未満) 04. ユニバーサルフラッグインハイブリッド 05. A S V (衝突被害軽減ブレーキ搭載車両等)	01. ノンステップバス 02. リフト付きバス(乗車定員30人以上) 03. リフト付きバス(乗車定員30人未満) 04. ユニバーサルフラッグインハイブリッド 05. A S V (衝突被害軽減ブレーキ搭載車両等)	年度基準 %達成
税額	01. 低燃費車(乗用車) 02. ノンステップバス 03. 電気自動車 04. 天然ガス自動車 05. フラッグインハイブリッド 06. クリーニージェル乗用車	01. ノンステップバス 02. リフト付きバス(乗車定員30人以上) 03. リフト付きバス(乗車定員30人未満) 04. ユニバーサルフラッグインハイブリッド 05. A S V (衝突被害軽減ブレーキ搭載車両等)	01. ノンステップバス 02. リフト付きバス(乗車定員30人以上) 03. リフト付きバス(乗車定員30人未満) 04. ユニバーサルフラッグインハイブリッド 05. A S V (衝突被害軽減ブレーキ搭載車両等)	年度基準 %達成
延滞金	納付額 A+B	納付額 A+B	納付額 A+B	納付額 A+B

(領収印) 納税済証

文字はかい書で、ていねいに記入してください。

記載についてのお願ひ
 1. 所有権留保付割賦販売の場合は、「納税義務者」欄に使用者を、「所有者」欄に所有者を記載してください。
 2. 「既に確定した税額」欄は当該自動車について既に申告納付した額を記入してください。
 この申告書は、運輸支局(自動車検査登録事務所) 構内の県税窓口へ提出してください。

・この場又は重要な証拠になりますから
 大切に保存してください。

第121号の7様式その2 (第71条の2関係)

申告区分 1. 新規登録(新車) 2. 新規登録(中古車) 3. 移転登録 4. その他	取得原因 1. 売買 2. 相続 3. 贈与 4. その他 5. 所有権保留解除
--	---

自動車税 (環境性能割) 修正申告書
軽自動車税

福岡県知事殿

つきのとおり申告します。 年 月 日 (納税者控)

登録区 (取得) 年 月 日 車 名 型 式 車 台 番 号 年 号 4. 平成 5. 令和 年 月 日															
車種区分 (右記で記入) <input type="checkbox"/> 普通自動車 <input type="checkbox"/> 軽自動車 <input type="checkbox"/> 貨物自動車 <input type="checkbox"/> 三輪自動車 <input type="checkbox"/> 特殊自動車		区域 (右記で記入) <input type="checkbox"/> 都市区 <input type="checkbox"/> 市街地 <input type="checkbox"/> 市街外 <input type="checkbox"/> 市外 <input type="checkbox"/> 山間部 <input type="checkbox"/> 過疎地		種別 1. 普通 2. 小型 3. 三輪 4. 軽 01. 乗用車 02. トラック(貨物) 03. トラック(貨客兼用車) 04. トラック(けん引車) 05. トラック(けん引車) 06. バス(その他) 07. バス(一般乗合用) 08. 三輪小型 09. 特殊用途自動車 10. その他 11. バス(一般貨物用)											
納税者住所又は所在地 (郵便番号、市町村名、番地までを記入) 〒 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>															
納税者氏名又は名称 住所又は所在地 (市町村) 電話番号															
課税標準額 ① 税額 ② 延滞金額 B 納付額 A+B															
既に確定した税額 この申告により納付すべき額															

この欄は活用しないでください。

第121号の7様式その4（第71条の2関係）

自動車税（環境性能割）修正申告書
軽自動車税

福岡県知事殿

つきのとおり申告します。 年 月 日（納税者控）

申告区分 1. 新規登録(新車) 2. 新規登録(中古車) 3. 移転登録 4. その他	取得原因 1. 売買 2. 相続 3. 贈与 4. その他 5. 所有権保留解除	登録区	登録年					車名	型	式	車台番号
			年	月	日	年	月				
1. 普通 2. 小型 3. 三輪 4. 軽 5. 合箱 01. 乗用車 02. トラック(貨物) 03. トラック(貨客兼用車) 04. トラック(けん引車) 05. トラック(けん引車) 06. バス(一般乗合用) 07. バス(その他) 08. 三輪小型 09. 特殊用途自動車 10. その他 11. バス(一般貨切用)											
住所又は所在地 (以下ハ)		区 分		修正申告額			既に確定した税額		この申告により納付すべき額		
氏名又は名称		車 体		百	十	千	百	十	千	百	
住所又は所在地 (以下ハ)		課 税 標 準 額 ①				0	0			0	
電話番号		率 ②				/	100			0	
譲渡人又は所有者の氏名又は住所(以下ハ)		税 額 ①×②		A		0	0			0	
主たる場所		延 滞 金 額 B								0	
備考		納 付 額 A+B								0	
この欄は活さないでください。		申告書		取得年 月 日		取得率		取得額(本体)		取得額(付加物)	
		取得年 月 日		取得率		取得額(本体)		取得額(付加物)		取得額	
		取得年 月 日		取得率		取得額(本体)		取得額(付加物)		取得額	
		取得年 月 日		取得率		取得額(本体)		取得額(付加物)		取得額	

第121号の8様式 (第71条の3関係)

決裁	係員	係長	課長	副所長	所長	整理番号
年月日						※
						照合番号
						※

譲渡担保財産の取得に係る 自動車税 (環境性能割) の 納税義務免除申告書
軽自動車税 還付申請書



福岡県 県税事務所長様

年 月 日

譲渡担保財産の内容	車名	型式	車台番号	原動機の種類	種別・用途	自動車登録(車両)番号

使用の本拠の位置

納付税額	円	納付年月日	・	還付申請額	円
------	---	-------	---	-------	---

譲渡担保財産認定年月日	・	譲渡担保権者から譲渡担保財産設定者に当該譲渡担保財産が移転した(する)年月日	(・)
-------------	---	--	-------

譲渡担保財産設定者	住所(所在地)	
	氏名(名称)	

福岡県税条例第57条の3の規定により 自動車税 (環境性能割) の 納税義務免除申告書
軽自動車税 還付申請書 を提出します。

住所(所在地) (郵便番号)

納税義務者 氏名(名称) 印

個人番号
又は
法人番号
(右詰で記載)

※ 事務処理事項

通知書発送年月日 番号	年 月 日 号	調査年月日 調査員	年 月 日 印
----------------	------------	--------------	------------

- 注 1 ※印の欄は、記入の必要はありません。
- 2 譲渡担保に関する契約書その他免除を証する書面を添付してください。

第121号の9様式 (第71条の3関係)

譲渡担保財産の取得に係る自動車税 (環境性能割) の徴収猶予許可 (不許可、取消) 通知書 軽自動車税						
申告者	住所 (所在地)				決議番号 および 年月日	第 号 年 月 日
	氏名 (名称)				照合番号 登録 (届出) 年月日	第 号 年 月 日
譲渡担保財産 の内容	登録番号 (車両番号)				徴収猶予 通知 年月日	年 月 日
	車名	型式	車台番号	原動機の型式	納付すべき 金額	円
					徴収猶予 金額	円
	自動車の種別および用途				徴収猶予 取消金額	円
					徴収猶予 取消金額	円
譲渡担保財産設 定者へ移転予定 年月日	年 月 日			徴収猶予 期間	年 月 日から 年 月 日まで	
<p>申告者 年 月 日 殿</p> <p style="text-align: right;">福岡県 県税事務所長</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p>年 月 日申告の (付けで許可していた) 徴収猶予については、上記のとおり許可する (許可しない、取り消す) こととしたので通知します。</p> <p>教示</p> <p>1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として (代表者は福岡県知事となります。) この処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>ただし、次の (1) から (3) までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分 (審査請求に対する裁決) があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>						
不許可 (取消) 理由該当条項						

第121号の10様式 (第71条の3 関係)

第 号					
年度 自動車税 (環境性能割) 納税義務免除通知書 軽自動車税 (譲渡担保財産の取得、自動車の返還に係る自動車税・軽自動車税 (環境性能割))					
納税義務者	住所				
	氏名				
年 月 日申請のあった自動車税・軽自動車税 (環境性能割) を下記のとおり免除する (しない) こととしたので通知します。					
納税通知書 又は 照合番号	年度	免除前の税額	免除税額	免除後の税額	自動車の登録(届出)番号
摘 要					
年 月 日 <div style="float: right; margin-top: 10px;"> 印 福岡県 県税事務所長 </div>					
教示 1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。 なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。 2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。 ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。 (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。					

第121号の11様式 (第71条の4関係)

決裁	係員	係長	課長	副所長	所長	整理番号
年						※
月						照合番号
日						※
自動車の返還に係る 自動車税 (環境性能割) の 納税義務免除申請書 軽自動車税 還付申請書						
						(受付印)
年 月 日						
福岡県 県税事務所長殿						
返還した 自動車の 内容	車名	型式	車台番号	原動機 の 型式	種別・用途	自動車登録 (車両) 番号
使用の本拠の位置						
納付税額	円		納付年月日	・	還付申請額	円
自動車の取得 年月日	・	・	自動車の返還 年月日	・	摘要	
自動車の 返還先	住所(所在地)					
	氏名(名称)					
自動車を返還 した理由						
福岡県税条例第57条の4の規定により 自動車税 (環境性能割) の 納付義務免除申請書 軽自動車税 還付申請書 を提出します。						
納税義務者		住所(所在地)		(郵便番号)		
		氏名(名称)		(印)		
※ 事務処理事項						
通知書発送年月日 番号	年 月 日		調査年月日 調査員	年 月 日 (印)		

- 注 1 ※印の欄は、記入の必要はありません。
- 2 自動車を返還したことを証する書面を添付してください。
- 3 自動車を販売業者等から取得して1月以内に返還した場合に適用がありますが自己の責によるための返還は含まれません。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和元年十月一日から施行する。ただし、第三条、第三十三条の二、第七十四号様式及び第七十五号様式の改正規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙は、当分の間、なお所要の修正をして使用することができる。

福岡県証紙代金収納計器取扱規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和元年九月二十七日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第二十三号

福岡県証紙代金収納計器取扱規則の一部を改正する規則

福岡県証紙代金収納計器取扱規則（昭和四十六年福岡県規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第四十二条第四項」を「第五十七条第三項」に、「第五十三条の二第六項」を「第五十七条の九第六項」に改め、「及び自動車取得税」を削る。

第二条中「第四十二条第一項」を「第五十七条第一項」に、「条例第五十三条の二第二項」を「第五十七条の九第二項」に、「第百二十三条」を「第百六十一条」に、「によつて」を「により」に、「又は自動車取得税（当該自動車取得税）」を「（当該自動車取得税の環境性能制）」に改め、「又は自動車取得税額」を削り、「又は自動車取得税の申告書」を「の申告書」に改める。

第三条第二項中「及び自動車取得税」を削る。

第六条第一項第二号中「行なう」を「行う」に改め、「及び自動車取得税」を削る。

第八条第一項中「行なう」を「行う」に改める。

第九条第一項及び第二項並びに第十条第四項中「及び自動車取得税」を削る。

第十三条中「及び自動車取得税額」を削り、「百分の百八」を「百分の百十」に改める。

第十四条第一項第一号中「又は自動車取得税」を削り、同項第二号中「及び自動車取

得税額」を削り、同条第二項中「若しくは自動車取得税」を削る。

様式第一号中「~~自動車取得税~~」及び「~~自動車税~~」を削る。

様式第四号中「~~自動車取得税~~」を「~~自動車税~~」に改める。

様式第七号、様式第八号及び様式第十二号中「~~自動車取得税~~」を「~~自動車税~~」に改める。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和元年十月一日から施行する。ただし、様式第四号、様式第七号、様式第八号及び様式第十二号の改正規定は公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正前の福岡県証紙代金収納計器取扱規則に定める旧様式は、当分の間、なお使用することができる。

福岡県行政組織規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和元年九月二十七日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第二十四号

福岡県行政組織規則の一部を改正する規則

福岡県行政組織規則（昭和三十四年福岡県規則第六十六号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二号へ中「地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）」を「地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）」に改め、同号中ヲをワとし、チからルまでをリからヲまでとし、トの次に次のように加える。

チ 特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）の規定に基づく特別法人事業譲与税に関すること。

第十五条第五号イ中「、自動車取得税」を削る。

第七十四条第一項第四号イ(1)中「、自動車取得税及び証紙」を「及び証紙徴収の方法又は電子情報処理組織を使用する方法」に改め、同項第五号イ(3)中「自動車税」の下に「の種別割」を加え、同条第二項第三号及び第四号中「自動車取得税及び証紙」を「証紙徴収の方法又は電子情報処理組織を使用する方法」に改め、同項第五号イ(1)及び(2)中「自動車取得税及び」を削り、同号イ(4)中「自動車取得税」を「自動車税の環境性能割」に改め、「自動車税」の下に「の種別割」を加え、同号ロ(1)中「自動車取得税及び」を削り、同号ロ(2)中「自動車取得税」を「自動車税の環境性能割」に、「(当該自動車取得税)」を削り、「証紙」を「証紙徴収の方法又は電子情報処理組織を使用する方法」に改め、同項第五号イ(4)中「自動車税」の下に「の種別割」を加え、同号ロ(2)中「(当該自動車取得税)」を削り、「証紙」を「証紙徴収の方法又は電子情報処理組織を使用する方法」に改め、同項第三号イ(3)中「自動車税」の下に「の種別割」を加え、同条第四項第二号イ中「、自動車取得税」を削り、「証紙」を「証紙徴収の方法又は電子情報処理組織を使用する方法」に改め、同項第三号イ(3)中「自動車税」の下に「の種別割」を加え、同条第五項第三号中「自動車取得税及び証紙」を「証紙徴収の方法又は電子情報処理組織を使用する方法」に改め、同項第四号イ(1)中「自動車取得税及び」を削り、同号イ(3)中「自動車取得税」を「自動車税の環境性能割」に改め、「自動車税」の下に「の種別割」を加え、同条第九項第三号中「自動車取得税及び証紙」を「証紙徴収の方法又は電子情報処理組織を使用する方法」に改め、同項第四号イ(1)及び(2)中「自動車取得税及び」を削り、同号イ(4)中「自動車取得税」を「自動車税の環境性能割」に改め、「自動車税」の下に「の種別割」を加え、同号ロ(1)中「自動車取得税及び」を削り、同号ロ(2)中「自動車取得税」を「自動車税の環境性能割」に、「(当該自動車取得税)」を削り、「証紙」を「証紙徴収の方法又は電子情報処理組織を使用する方法」に改め、同条第十項第二号イ中「、自動車取得税」を削り、「証紙」を「証紙徴収の方法又は電子情報処理組織を使用する方法」に改め、同条第十一項第二号イ中「、自動車取得税」を削り、「証紙」を「証紙徴収の方法又は電子情報処理組織を使用する方法」に改め、同条第十二項の表福岡県北九州東県事務所、福岡県飯塚・直方県事務所及び福岡県久留米県事務所の項中「自動車税」の下に「の種別割」を加える。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和元年十月一日から施行する。
- (経過措置)

- 2 令和元年十月一日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

告示

福岡県告示第三百二十五号

福岡県の財務担当所及び取引店の指定に関する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年九月二十七日

福岡県知事 小川 洋

福岡県の財務担当所及び取引店の指定に関する告示の一部を改正する告示
 福岡県の財務担当所及び取引店の指定に関する告示(昭和三十九年四月福岡県告示第
 二百二十号)の一部を次のように改正する。

第三条の表を

柏屋新光園	新宮高等学校 福岡特別支援学校	〃	新宮支店
子ども療育センター新光園	新宮高等学校 福岡特別支援学校	〃	新宮支店

を
 に改める。

附則

この告示は、令和元年十月一日から施行する。

正
誤

1 ・ 7 ・ 26	発行年月日	
24 増刊①	番公 号報	
目次	種 類	
	同番 上号	
1	ペ ー ジ	
○	上	欄
	下	
6	行	
	備 考	

改正する規則	正
改正について	誤